

平成17年9月22日

1. 出席議員

1 番	徳村博紀	13 番	井手常道
2 番	伊東茂	14 番	青木幸平
3 番	福井正	15 番	中村清
4 番	水頭喜弘	16 番	谷口良隆
5 番	橋爪敏	17 番	中島邦保
6 番	山口瑞枝	18 番	吉田正明
7 番	中村雄一郎	19 番	谷川清太
8 番	橋川宏彰	20 番	松尾征子
9 番	森田峰敏	21 番	中西裕司
11 番	寺山富子	22 番	小池幸照
12 番	岩吉泰彦		

2. 欠席議員

10 番 北原慎也

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	田中義明
局長補佐	坂本芳正
管理係長	迎英昭

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	桑	原	允	彦
助	役	出	村	素	明
総務部	長	唐	島		稔
市民部	長	坂	本	博	昭
産業部	長	山	本	克	樹
建設環境部	長	江	頭	毅	一郎
企画課	長	北	村	建	治
総務課	長	北	村	和	博
財政課	長	藤	田	洋	一郎
市民課長兼 選挙管理委員会事務局長		中	村	和	典
税務課	長	北	御門	敏	則
福祉事務所	長	迎		和	泉
保険健康課	長	井	手	讓	二
農林水産課	長	平	石	和	弘
商工観光課	長	福	岡	俊	剛
都市建設課	長	中	川		宏
環境下水道課	長	藤	家	敏	昭
まちなみ活性課	長	松	浦		勉
水道課	長	井	手	清	治
会計課	長	森		久	幸
教育委員	長	藤	家	恒	善
教育	長	小	野原	利	幸
教育次長兼庶務課長		中	橋	孝	司郎
生涯学習課長兼中央公民館長		中	村	博	之
同和対策課長兼 生涯学習課参事		谷	口	秀	男
農業委員会事務局長		一ノ	瀬	健	二
監査委員		江	口		徹

---

平成17年9月22日（木）議事日程

開 議（午前10時）

- 日程第1 議案の追加上程（市長の提案理由の説明）
- 日程第2 議案第67号 人権擁護委員候補者の推薦について（質疑、討論、採決）
- 日程第3 議案第68号 鹿島市教育委員会委員の任命について（質疑、討論、採決）
- 日程第4 議案第41号 平成16年度鹿島市水道事業会計決算認定について（委員長報告、質疑、討論、採決）
- 日程第5 議案第42号 鹿島市個人情報の保護に関する条例の全部を改正する条例について（委員長報告、質疑、討論、採決）
- 日程第6 議案第43号 鹿島市情報公開条例の一部を改正する条例について（委員長報告、質疑、討論、採決）
- 日程第7 議員提案第2号 鹿島市議会情報公開条例の一部を改正する条例について（質疑、討論、採決）
- 日程第8 議案第48号 鹿島市高齢者福祉施設一本柿荘設置条例の全部を改正する条例について（委員長報告、質疑、討論、採決）
- 日程第9 議案第44号 市長及び助役の諸給与条例の一部を改正する条例について（質疑、討論、採決）
- 日程第10 議案第66号 鹿島市議会議員の報酬並びに費用弁償等支給条例の一部を改正する条例について（質疑、討論、採決）
- 日程第11 議案第60号 平成16年度鹿島市一般会計歳入歳出決算認定について  
議案第61号 平成16年度鹿島市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について  
議案第62号 平成16年度鹿島市谷田工場団地造成・分譲事業特別会計歳入歳出決算認定について  
議案第63号 平成16年度鹿島市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について  
議案第64号 平成16年度鹿島市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について  
議案第65号 平成16年度鹿島市給与管理特別会計歳入歳出決算認定について
- （大綱質疑、決算審査特別委員会付託）
- 日程第12 意見書第10号 「人権侵害の救済に関する法律」の早期制定を求める意見書（案）

---

午前10時21分 開議

○議長（小池幸照君）

おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

日程はお手元の日程表どおりといたします。

この際、事務局長をして諸般の報告をいたさせます。事務局長。

○議会事務局長（田中義明君）

諸般の報告をいたします。

本日、市長から事件撤回申し出があり、議長において許可されました。

件名については、お手元に配付しております事件撤回申出書写しに記載のとおりであります。

また、本日議案3件の追加提出がありました。議案番号、議案名は、お手元に配付いたしております議案書（その3）の目次に記載のとおりであります。

次に、平成16年度鹿島市歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書について、監査委員から訂正があり、正誤表が提出されましたので、お手元に配付いたしております。訂正方を願います。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第1 議案の追加上程（市長の提案理由の説明）

○議長（小池幸照君）

それでは、日程第1. 議案の追加上程であります。

議案第66号から議案第68号までの議案を一括して上程いたします。

市長の提案理由の説明を求めます。桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

皆さんおはようございます。本定例会に提案いたしました議案につきましては、慎重に御審議いただいておりますことに厚くお礼を申し上げます。

本日、追加提案いたします議案は、条例改正1件、人事案件2件でございます。

それでは、提案理由の要旨を御説明いたします。

まず、議案第66号 鹿島市議会議員の報酬並びに費用弁償等支給条例の一部を改正する条例について一括して申し上げます。

議長、副議長及び議員の報酬については、平成17年1月27日に鹿島市特別職報酬等審議会から答申をいただきましたが、その答申内容を修正いたしまして、それぞれの報酬月額の設定を今定例会においてお願いするものでございます。

次に、議案第67号 人権擁護委員候補者の推薦について申し上げます。

現委員、福川清治氏の任期が、平成17年12月31日をもって満了いたしますが、引き続き福

川氏を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

次に、議案第68号 鹿島市教育委員会委員の任命について申し上げます。

現委員、西香津美氏の任期が、平成17年10月10日をもって満了いたしますが、引き続き西氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

以上、追加提案いたしました議案の説明を終わりますが、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（小池幸照君）

お諮りいたします。議案第66号から議案第68号は、会議規則第36条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

御異議ないものと認めます。よって、議案第66号から議案第68号は委員会付託を省略することに決しました。

## 日程第2 議案第67号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第2. 議案第67号 人権擁護委員候補者の推薦についての審議に入ります。

お諮りいたします。本案は説明を省略し、直ちに質疑に入りたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

御異議ないものと認め、説明を省略し、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。議案第67号 人権擁護委員候補者の推薦については、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立全員であります。よって、議案第67号はこれに同意することに決しました。

### 日程第3 議案第68号

#### ○議長（小池幸照君）

次に、日程第3．議案第68号 鹿島市教育委員会委員の任命についての審議に入ります。

お諮りいたします。本案は説明を省略し、直ちに質疑に入りたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○議長（小池幸照君）

御異議ないものと認め、説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。議案第68号 鹿島市教育委員会委員の任命については、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

#### ○議長（小池幸照君）

起立全員であります。よって、議案第68号はこれに同意することに決しました。

しばらくお待ちください。

ただいまから人権擁護委員候補者と教育委員会委員の紹介があります。出村助役をお願いいたします。

#### ○助役（出村素明君）

それでは、私の方から委員の紹介をさせていただきます。

まず、人権擁護委員候補者として推薦することに同意をいただきました福川清治氏でございます。

それから、教育委員として再任に同意をいただきました西香津美氏でございます。それぞれあいさつをお願いしたいと思います。

#### ○人権擁護委員（福川清治君）

福川です。5回目だから、もうあいさつはいいんじゃないかと思っておるんですけども、これが最後でもありますので、この次というのはありませんので、一言ごあいさつ申し上げます。

本当はもっと偉い人が人権擁護委員などはすべきではないかなと思います。今さら鹿島で人権の問題なんてと思われる向きもあろうかと思いますがけれども、実は非常に最近多くなっております。先月の相談日に5件、今月は4件、これは市民会館での特設相談日だけで委員がそれぞれに受けておる部分は把握しておりませんので、それは入っておりません。非常に多いわけです。特に最近、勝ち組とか負け組とかいうような言葉が流布しておりまして、勝ち組がいれば絶対負け組がいるわけです。そこからいろんな問題が出てくるわけです。鹿島でもDV——ドメスティックバイオレンスで、たたかれて顔がゆがんだような女性がいます。セクハラで、もう職場やめますという人もいます。特にそういったような女性だけの家庭の人は、地域で村八分に近いような待遇を受けるという事態もあります。これは人権意識が強くなったということもあるかと思いますがけれども、鹿島というのもやっぱりまだまだ田舎なんです。非常に大きな問題を内在させているということだと思っております。それで、大事なのは勝ち組の方々、ここにいらっしゃるのは議員さんも、それから、後ろにいらっしゃる課長さんとか市役所の偉い人も一応鹿島の勝ち組だと思っています。勝ち組の人が負け組の気持ちを酌んでやれば、人権擁護委員なんかもう要らないんじゃないかというふうにも思います。

きょうの議案の中には個人保護法とか人権侵害救済法とかいろんな関連するような議題が多いようですけれども、十分に市民のためになるような方向で御審議いただけることをお願いして、私のあいさつとします。どうも失礼しました。

#### ○教育委員（西 香津美君）

ただいま教育委員として御承認をいただきました西でございます。私も、ここでごあいさつするのはもう数回ございますけれども、教育行政に携わってから4年と5カ月お世話になりました。今言いますと、教育行政の方にどれくらいお手伝いできたかなということで反省をしているところでございます。

教育行政もいろいろ諸問題がございますけれども、今回再任という形で御推薦をいただきました。再度お世話になりますが、これを機に頑張っていきたいと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

#### ○助役（出村素明君）

どうもありがとうございました。どうぞよろしく申し上げます。

以上、紹介を終わらせていただきます。

#### 日程第4 議案第41号

#### ○議長（小池幸照君）

次に、日程第4．議案第41号 平成16年度鹿島市水道事業会計決算認定についての審議に入ります。

去る9月9日の本会議において決算審査特別委員会を設置し、これに付託されました議案

第41号 平成16年度鹿島市水道事業会計決算認定について、決算審査特別委員会の審査結果は、お手元に配付いたしております委員会審査報告書写しのとおりであります。

平成17年 9月15日

鹿島市議会議長 小池 幸照 様

決算審査特別委員会

委員長 青木 幸平

決算審査特別委員会審査報告書

平成17年9月9日の本会議において付託されました、議案第41号「平成16年度鹿島市水道事業会計決算認定について」は9月15日に委員会を開き、審査の結果、原案のとおり認定すべきものと決定しました。

以上、会議規則第98条の規定により報告します。

委員長から決算審査特別委員会における審査経過及び結果の報告を求めます。決算審査特別委員長青木幸平君。

○決算審査特別委員長（青木幸平君）

おはようございます。それでは、決算審査特別委員長の報告を申し上げます。

去る9月12日の本会議において、本委員会に付託されました議案第41号 平成16年度鹿島市水道事業決算認定については、9月16日に委員会を開催し、慎重に審査しましたので、その経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、監査委員から決算審査の報告がありましたので、以下その概要を申し上げます。

本年度の給水戸数は前年度に比べ実質56戸、0.62%増加し、また、給水人口は前年に比べ222人減少している。配水量は前年度に比べ7万8,000立米、2.51%減少している。これを1日当たりの配水量について見ると、最大配水量は1,041立米、また、1日平均配水量は191立米、それぞれ減少している。

本年度の経営状況は、給水収益で前年度より4,291,490円、0.93%減少し、事業収益全体に占める割合についても、前年度より2.16ポイント減少している。一方、事業費は前年度より2,951,490円、0.64%減少し、供給単価203円98銭が給水原価191円09銭を上回っており、この結果、経営成績を示す経常損益計算書では59,046,240円の経常利益となっている。

結びとして、

1. 資本収支においては、維持投資的経費としての配水管の布設がえ整備、また、第6次拡張事業及び新設道路に関連した配水管新設事業等が引き続き実施されている。しかし、これらの補てん財源は企業債への依存度が大きく、企業債償還金、あるいは施設整備に伴う減価償却費等、今後においてもこれらの義務的経費の負担増しは避けられないもの

である。このための事業推進に当たっては、収益と費用の均衡を図ることを基本的課題としながら、中・長期的な展望に立っての水道事業の健全でかつ計画的な運営が必要と考える。

2. 収益的収支については、現年度分水道料金の収益率 98.05%と前年度を0.04ポイント増加しての決算となっている。当市における収益率はわずかではあるが、前年度比より0.16ポイント上回っているものの長引く景気低迷の中、企業や家庭等の水需要も大幅な増加は見込めず、水道企業経営もさらに厳しくなるものと予想される。料金収入は健全な企業活動を継続するための最大の要素であることにかんがみ、今後とも料金の収納、徴収については徴収委託人との連携を強化し、料金滞納の発生については万全を期するとともに、収納率の向上には最大限の努力を望むものである。
3. 本年度の経営状況を分析すれば、価格比較において供給単価が給水原価を上回った結果、経営成績の売り上げを判断する総資本利益率は0.81%、また、経常収支比率は112.03%と前年度に比べそれぞれ上昇している。その結果、最終決算で59,046,240円の純利益となっている。水道事業は常に安定した給水と安全で安い水を供給し、経営全般における経営の効率化、合理化、経費節減などを推進し、健全な水道事業経営に努められることを希望する旨の報告がありました。

次に、委員会審査の過程における質疑の主なものについて、以下その概要を申し上げます。

質問 使用量が減少傾向にあるが、その要因として、工場、スーパー、ガソリンスタンドなどの減少が上げられているが、家庭では0.79%の減少ということで、やはりお店の関係等が一番大きいと思われませんが、その中で地下水に変えられた結果か。

答弁 工場、酒造、スーパーなどで20%ぐらい落ち込んではいるが、全体の量としては大した量ではない。地下水の件については調査自体していない。佐賀市で地下水の動きに関して規制するというふうな報道があったが、これも条例上どういうふうなことができるか見守っていたが、水道事業の中で規制するというのはちょっと難しいのではないかと考えている。

質問 今後の水道料金の見通しについて、収益自体は今年度も59,000千円確保されているが、平成12年の7月に値上げがあったわけだが、その当時の説明では、5年間ぐらいは毎年40,000千円ぐらい保留して行って2億円ぐらいそこで保留していききたいということで、ほぼその線に沿ってなされているが、水道料金の見通しは何年ぐらいまでこのままの状況でいけるのか。

答弁 ダム関連として負担金が累計で 2,660,000千円です。それから職員の給与費が 1,182,000千円、それから設計業務委託費が54,000千円、水資源委託費が 3,200千円、その他92,000千円、累計全額で 3,050,000千円程度であります。これらは全額仮勘定に

上がっているが、そのうち減価償却できる分は水道で起債を起こした6分の1と事務費2億円程度、それをトータルすると8億円程度が償却できる分です。ですから、それをダムの使用権利として55年で割りますと年間10,000千円程度が費用化できるということであり、残りの30,000千円は西牟田配水池関係の償却分であり、合わせて40,000千円であり、ただ、40,000千円前後の建設仮勘定を本勘定に移して減価償却する分については、これは費用化としても現金支出を伴いませんので、その分は利益が留保金に変わったというだけです。赤字は赤字になりますけれども、留保資金は4条の不足金を補う資金となりますので、問題ないと思っております。

値上げについては、一応平成23年ぐらいまでは何とかもてるのではないかと考えています。これはあくまで収益があつての話ですので、収益がどうなるかということで実際は23年以降検討していかなければならないと思っております。

質問 企業、大型スーパー、ガソリンスタンドなど大口需要が減少している。平成23年度まで現行料金を維持していくというシミュレーションを立てて、現在もそれでいきたいというふうに言われているが、こうした数値が今年度、あるいは来年度の決算以降も固定化していくことになれば、その見込みも崩壊していく可能性も十分あると思うが、その点での拡大策、あるいは政策的な方針を持っているのか。

答弁 政策的なものは今後研究させていただきたい。ベスト20ぐらいまでは22万トン前後でほとんど変わらない。20以下の数字が落ち込んでいる。家庭でも大きな減少はない。

質問 西牟田水源の代替地として若殿分に新たな水源を掘削している。これは短期、中期の資本費から考えれば、水源はむしろふえる方向にあるのではないのか。

答弁 西牟田水源は廃止になりますので、ふえたということにはなりません。老朽化した水源は廃止していきたいと考えている。西牟田水源と吹上と蟻尾山、この三つを統合して一つになる。水道経営上、少し余裕を持って地下水がまだ鹿島にありますという安心感にもつながりますので、中・長期的に検討させていただきたい。

質問 監査委員として、今の水道事業を中・長期的な健全かつ計画的な運営というのをどういうことを念頭に浮かべておられるのか、御意見をお聞かせ願いたい。

答弁 百年の大計のもと必要ならば拡大、継続を、不必要なら廃止、撤退というか、縮小、撤退も勇気を持って行わなければならないと思っている。多目的ダムについては、監査委員としては、市長が議会で述べられているとおり、熟慮実行していくから信頼して任せてほしいと述べられている。これを信頼している。

質問 トンネルの湧水の扱いについて、何らかの担保を形として残しておいた方が次代のためには問題を発生させないことになるのではないのか。

答弁 ダムで中木庭地区には大きな迷惑をかけている。40戸が10戸に減っている。地区の振興になるように有効に使っていただくことで了解している。

質問 七浦地区でノリの協業化の工場が新設されているが、配水される計画はあるか。

答弁 6次拡張の拡張区域としては上がっているが、6次拡張の水源の方が工期延長という形になっているので、待っていただかないとできないだろう。

質問 6次拡張事業、このダム事業と関連して8.7%の負担金を出しているが、6次拡張事業をやめた場合、あと国、県との調整はどういうことになるのか。

答弁 これは何回も今まで説明してきたように、県との話し合いにおいて今の状況で暗黙の了解でいこうということです。

質問 法令上はそういう取り決めはまだ聞いていない。それで大丈夫かという懸念があるが、その辺はどうか。

答弁 そこをずうっと議論してきたわけでしょう。これでいけるという見通しが立ちましたので、こういうふうに行っているのです。形上は継続、更新といくのです。

以上、本委員会に付託されました議案第41号 平成16年度鹿島市水道事業会計決算認定については、質疑終結の後、討論、採決の結果、全員賛成で原案のとおり認定することに決せられました。

以上をもちまして、決算特別委員長の報告を終わります。

#### ○議長（小池幸照君）

ただいまの委員長報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。11番寺山富子君。

#### ○11番（寺山富子君）

11番寺山富子でございます。ただいまの議案第41号の平成16年度鹿島市水道事業会計決算認定に対しまして、私は今回も反対の立場で討論をさせていただきたいと思っております。

これまで議会で何年も、また幾度となくこの議場で申し述べておりますことに水道事業と切り離せない事業ということで、ただいまの委員長の報告にもございましたが、第6次拡張事業がございます。これは言うまでもありませんが、水道の水を今は鹿島市は地下水で取水しているものを、ダムの完成後はダムの水を取水する。また、水源をダムの水とするという事業でございます。

市の水道の1日当たりの配水能力は、今のところ1万3,500トンございます。これに対して、今、決算報告でもありましたように、16年度の1日当たりの最大配水量は1万410トンで、3,000トン余りが余力として十分にあるという報告がなされています。また、年間配水量、または1日の平均配水量も年々減少をし続けており、給水人口の減、また、節水器等が年々常識化しております今日、給水人口がふえるとか水の需要がふえるということは現実的

に見込めないということも、この決算報告で明らかになっていると思います。

ダム completionを平成19年の3月という予定で進められ、それはそのまま順調にしているようでございますが、この第6次拡張事業については、新しくこれに予算をつけることはない。そして、今も申されましたように、その時々延長の申請をしていく方法しかないという考え方も市長は幾度となく示されております。今申されましたように、県との話し合いをされていると。そして、これをしないことを暗黙の了解とする。そして、それを国が来たときには延長の申請をしていく。そういうふうな方法しかないということをとられています。ということは形上、継続、継続ということになり、何ら今までと変わらないというふうには私思っているわけでございます。

また、鹿島の水がおいしい。そして、地下水が十分にあるということで、安全安心の水をただいま供給してもらっています。そして、市長はずっとこのことに新しく予算をつけないということの考えを明らかにしながら、そして、それを実施していただいております。また、職員一丸となっっているような安全安心の水を私たち市民に提供するために一生懸命に経営努力をしていただいております。このことについては、私は深く敬意をあらわすところでございます。

ですが、私は今言いましたように、市長がこの第6次拡張事業について継続継続とかそういうことではなくて、きちんこの議場で事業の変更をしていただくことが、鹿島市にとって安全安心な水を今後半永久的に不安なく提供し続けることのためには非常に重要であると思っておりますし、それができなくても、この議場で市長の方向性というものをきちんと最大限の形で示していただくことが私は大変重要であると思っております。そういう意味合いを持ちまして努力していらっしゃる。そして、その後監査の報告にも信頼をしてほしいということがつけ足されたようでございますが、私はもちろん信頼はしておりますが、このような事業というものは、これは国の事業でやっております。そして、国に対し鹿島市は第6次拡張事業の申請をしています。その申請はそのままになっておりますので、いつ何どきそのときの状況でこのことが変わらないとも限りません。

そして、今、市長は桑原市長で、このことをきちんとうたっていただいて、また実行していただいておりますが、市長というものには選挙がつきものですので、営々ですね、未来永劫ということでもございませぬので、私はそういうふうなことも心配をする議員の一人として、やはりこの場で市長の方向性をきちん指し示していただくということが、鹿島の水を守るということの立場から大変重要と思っておりますので、そういう立場で反対といたしたいと思っております。

**○議長（小池幸照君）**

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。議案第41号 平成16年度鹿島市水道事業会計決算認定について、委員長報告は認定であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立多数であります。よって、議案第41号は提案のとおり認定されました。

日程第5 議案第42号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第5、議案第42号 鹿島市個人情報の保護に関する条例の全部を改正する条例についての審議に入ります。

去る9月9日の本会議において総務委員会に付託されました議案第42号 鹿島市個人情報の保護に関する条例の全部を改正する条例について、総務委員会の審査の結果は、お手元に配付いたしております委員会審査報告書写しのとおりであります。

---

平成17年9月16日

鹿島市議会議長 小池幸照様

総務委員会

委員長 山口瑞枝

総務委員会審査報告書

平成17年9月9日の本会議において、付託された議案第42号「鹿島市個人情報の保護に関する条例の全部を改正する条例について」、及び議案第43号「鹿島市情報公開条例の一部を改正する条例について」は9月16日に委員会を開き審査の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、会議規則第98条の規定により報告します。

---

委員長から委員会における審査経過及び結果の報告を求めます。総務委員長山口瑞枝君。

○総務委員長（山口瑞枝君）

総務委員長の報告をいたします。

去る9月9日の本会議におきまして本委員会に付託されました議案第42号 鹿島市個人情報の保護に関する条例の全部を改正する条例について、9月16日、担当部課長並びに関係職員の出席を求め委員会を開催し、慎重に審査いたしましたので、その経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、担当課より説明を受け、質疑を行いました。

内容は、次のとおりです。

1. 全文の改正で、市民の責務、行政の責務を市民、業者へ行政側としてどのように周知されるかについては、法制定のチラシを全世帯へ、事業所へは条例可決後マニュアル本を作成する予定である。今月25日に職員説明会を行う。市民への広報、区長会、民生委員等への各団体において研修を行う。
2. 保護審査会の委員の選任のあり方、条件については、内閣府に権限、調査権を有するもので、この委員の中身といたしましては、大学教授1名、市外弁護士1名、学識経験者3名で、強力な調査権がある。任期については、従来の諮問機関は17、18年度の2年間、保護審査会は19年度から4年間とする。
3. 法の改正により、施行令が伴う条例制定する場合、ある条文に幅を持たせるところもあると思うが、法律施行令に従って行うのかという問いに対し、条文はすべて一緒というわけではない。7条の収集、制限趣旨に逸脱しない範囲で定める。
4. 他市とのバランスをある程度とられたと思うが、何かこの条例について特色があるかの問いに対し、前回は他市に先駆けて制定をしていた。電算処理だけでなく、一般的な紙情報まで規制をしていた。今回は他市のものも参考にして施行する。
5. 保健業務、要精密検査名簿、庁内の情報の洗い出しについては、まず、自分たちがどんな個人情報の事務を取り扱っているのかを確認し、今までにない詳細な取り扱いをする。
6. 行政が握っている情報の中で簡単に情報が出せるのでは、各課が持つ情報について罰則規定に当てはまるようなことがあるのかの問いに対し、各課では意識的な差があった。法に基づいた中で罰則規定が適用されている。この罰則規定に当てはまる件についてはゼロであったということです。
7. 情報漏れに対し、ファイル庫、あるいはキャビネット庫に施錠をする際、かぎの管理についての質問に対し、一般的に各課において保管場所を決めている。電算についてもパスワードである程度防げるとのことです。
8. 市民間での情報保護については、各種団体等の活動に制限がかかるのではないかと問いに対しまして、保護を優先させるか、地域間の融和を優先させるかになってくる。

以上のような質疑、答弁がありました。

質疑終結の後、討論、採決の結果、議案第42号 鹿島市個人情報の保護に関する条例の全部を改正する条例については、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもちまして、総務委員長の報告を終わります。

○議長（小池幸照君）

ただいまの委員長報告に対し質疑を行います。（「ちょっと取り扱いについて委員長にお尋ねしますが」と呼ぶ者あり）16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

委員長への質疑じゃなくて、委員会の審査の折に、この審査会の委員の名簿提出を求めておったんです。それで本議員は、採決は今、全会一致になっておりましたけど、この案件を見せていただいて意見を述べたいというふうに申し上げておりましたので、その件について、ちょっと執行部の見解をただしたいところがありますので、この際、執行部にその件についてのみ発言を許可していただくことができますか。

○議長（小池幸照君）

現状は委員長報告に対する質疑なんですけども、執行部が答弁の用意がでけとったら許可をしたいと思いますが、そこら辺どうですか、執行部。ありますか。（「資料はいただいておりますので、あるんだろうと思いますけれども」と呼ぶ者あり）ないですか、できない。

（発言する者あり）資料はもらっているんですか。（「それについての見解を、執行部が言っておることを知りたいんですけど」と呼ぶ者あり）

ちょっと暫時休憩します。

午前11時2分 休憩

午前11時4分 再開

○議長（小池幸照君）

再開をいたします。

ほかに委員長報告に対する意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。議案第42号 鹿島市個人情報の保護に関する条例の全部を改正する条例については、委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立多数であります。よって、議案第42号は提案のとおり可決されました。

日程第6 議案第43号

**○議長（小池幸照君）**

次に、日程第6．議案第43号 鹿島市情報公開条例の一部を改正する条例についての審議に入ります。

去る9月9日の本会議において総務委員会に付託されました議案第43号 鹿島市情報公開条例の一部を改正する条例について、総務委員会の審査の結果はお手元に配付いたしております委員会審査報告書写しのとおりであります。

委員長から委員会における審査経過及び結果の報告を求めます。総務委員会委員長山口瑞枝君。

**○総務委員長（山口瑞枝君）**

総務委員長の報告をいたします。

議案第43号 鹿島市情報公開条例の一部を改正する条例について、去る9月9日の本会議におきまして本委員会に付託されました議案第43号 鹿島市情報公開条例の一部を改正する条例について、9月16日、担当部課長並びに関係職員の出席を求め委員会を開催し、慎重に審査をいたしましたので、その経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、担当部課より説明を受け質疑を行いました。

なお、この43号につきましては、議案第42号と関連しておりましたので、一括質疑を行ったところです。質疑、答弁に対しては、先ほどの議案第42号の内容と重複いたしておりますので、議案第43号については特別に質疑はございませんでした。

質疑終了の後、討論、採決の結果、議案第43号 鹿島市情報公開条例の一部を改正する条例については、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもちまして、総務委員長の報告を終わります。

**○議長（小池幸照君）**

ただいまの委員長報告に対し質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（小池幸照君）**

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（小池幸照君）**

討論を終わります。

採決します。議案第43号 鹿島市情報公開条例の一部を改正する条例について、委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立多数であります。よって、議案第43号は提案のとおり可決されました。

お諮りいたします。議員提案第2号は、会議規則第36条第2項の規定により、提案理由の説明及び委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

御異議ないものと認めます。よって、議員提案第2号は提案理由の説明及び委員会付託を省略することに決しました。

#### 日程第7 議員提案第2号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第7. 議員提案第2号 鹿島市議会情報公開条例の一部を改正する条例についての質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。議員提案第2号 鹿島市議会情報公開条例の一部を改正する条例については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立多数であります。よって、議員提案第2号は提案のとおり可決されました。

#### 日程第8 議案第48号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第8. 議案第48号 鹿島市高齢者福祉施設一本柿荘設置条例の全部を改正する条例についての審議に入ります。

去る9月9日の本会議において文教厚生委員会に付託されました議案第48号 鹿島市高齢者福祉施設一本柿荘設置条例の全部を改正する条例について、文教厚生委員会の審査の結果はお手元に配付いたしております委員会審査報告書写しのとおりであります。

---

平成17年9月16日

鹿島市議会議長 小池幸照様

文教厚生委員会

委員長 森 田 峰 敏

### 文教厚生委員会審査報告書

平成17年9月9日の本会議において付託されました議案第48号「鹿島市高齢者福祉施設一本柿荘設置条例の全部を改正する条例について」は、9月16日の委員会において審査の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上、会議規則第98条の規定により報告します。

---

委員長から委員会における審査経過及び結果の報告を求めます。文教厚生委員長森田峰敏君。

#### ○文教厚生委員長（森田峰敏君）

文教厚生委員長の報告を申し上げます。

去る9月9日の本会議におきまして本委員会に付託されました議案第48号 鹿島市高齢者福祉施設一本柿荘設置条例の全部を改正する条例については、去る9月16日、担当部課長並びに関係職員の出席を求め委員会を開催し、慎重に審議をいたしましたので、その経過並びに結果を報告いたします。

議案内容については本会議で説明がございましたので、説明は省略し、追加の資料に基づいて一本柿荘の施設と管理運営の概要について説明があり、直ちに質疑を行いました。質疑終了後、直ちに討論を行い、反対討論と賛成討論がそれぞれありました。

その後、採決の結果、議案第48号 鹿島市高齢者福祉施設一本柿荘設置条例の全部を改正する条例については、賛成多数で原案のとおり可決するものと決しました。

以上をもちまして、文教厚生委員長の報告を終わります。

#### ○議長（小池幸照君）

ただいまの委員長報告に対し質疑を行います。7番中村雄一郎君。

#### ○7番（中村雄一郎君）

7番中村雄一郎です。ただいま議案第48号に関して委員長報告がございましたけれども、賛成多数ということで、賛成討論、反対討論、両論あったということですが、特に反対討論に関してはどのようなことで反対の立場をとられたのか、もう少し詳しく御説明いただければと思います。

#### ○議長（小池幸照君）

文教厚生委員長森田峰敏君。

#### ○文教厚生委員長（森田峰敏君）

ちょっとそのときの委員会を忘れまして、よう覚えておりません。反対された方の意見を聞きたかったら、その方にまた今ここでお願いしますけど。

○議長（小池幸照君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

委員長が覚えていないということですので、私がここで反対討論したいと思います。

私も委員会でしたが、今回の高齢者福祉施設一本柿荘設置条例については、私は反対の態度をとりました。このこと自体今すぐにどうということは私はないと思いますがね。

一本柿荘の設置については、平成12年、これは国庫補助事業で施設がつくられてきました。今まで市が管理運営をやってき、そして、そのすべての業務は余暇センターきたじまですかね、これに委託をされてきたと思います。

今回、指定管理者制度が新たにつくられることにより、設置条例が全面的に改正されることになったわけですが、そもそもこの指定管理者制度ということは、自治体の財政困難な中で民間団体の御協力をいただいて管理を委託することによって財政の節約をとということが、まずの目的だと私は理解しておりますが、一本柿荘については管理運営はこれまでのように市長ということになるわけですね。そして、今回は建物の管理についてのみ委託をすることだと思えます。

委員会では質疑応答がいろいろありました。そして、特にこれを今までと条例を変えて管理委託することにより、どのように変わるのかというような質問もありましたが、これについては全く明確な回答は執行部からは出ておりません。

それと、指定管理者制度が進められる中で、今後、具体的な事業まで含めて、その指定管理者制度の導入があるのかどうかと、その辺も出てくると思うんですよね。しかし、このことについても全く明らかになっていないということ。それで、財政的な削減を目的とするのであればですよ、その施設だけの指定管理ということじゃなくて、例えば、今回はそういう形にしたにしても、今後どういう流れになっていくかというね、全体的なものを含めたものを私は提示すべきじゃないかと思えます。

今、いろんな制度を見ているとね、細切れに一つずつやってきて、最終的にはありゃぎゃんことになったないせんがましやっただいというようなことだって、これは市だけじゃないですよ。国、県の制度だってそうですが、そういうことがあります。私はその辺を明らかにしていかななくてはいけないんじゃないかと思えます。

本当に、今後すべての業務についても、その指定管理者制度の導入が考えられるわけですね。そういうことになれば私は、財政削減を目的としてそういう形をやっていくんだけど、

ところが運営費などを市が負担していく中でやっていけないということになれば、いや応なしに負担金をふやしていかなとね、どうしようもないというふうな形になることだってあると思います。その先というのは全く見えないわけですね。そういうことになれば何の目的だったのかということになると思いますし、もしそれをしない、運営がやっていけないということで、行政がいんにゃ、もうそれより以上は出せんばいということになればね、どうなるかという、サービスを受ける側の負担が非常にふえてくるという形になると思うんですね。

ですから、私は今回の問題については、すべてのそういう財政的な裏づけまでぴしっとしながらどう進めていくかということをちゃんと提示をしていかないと、この指定管理者制度の問題については、そうですかと。確かに事によってはそういうのを利用しなくちゃいけない、今後財政運営の中ではそういうことも出てくる可能性もあると思いますが、今回はそういう理由で私は反対の態度をとりました。

以上です。

○議長（小池幸照君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。議案第48号 鹿島市高齢者福祉施設一本柿荘設置条例の全部を改正する条例について、委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立多数であります。よって、議案第48号は提案のとおり可決されました。

#### 日程第9 議案第44号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第9. 議案第44号 市長及び助役の諸給与条例の一部を改正する条例についての審議に入ります。（「議長、後の66号と関連して取りまとめがあったとかなかったとかわかりませんが、取りまとめはできておりません。暫時休憩をして、全員協議会の開催を求めます」「そうです」と呼ぶ者あり）

休憩の動議が出ましたが、賛成の皆さんの御起立をお願いいたします。（発言する者あり）休憩の動議が出ました。動議に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

動議が成立をいたしました。

休憩に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

賛成少数で休憩の動議は否決されました。審議を続けます。

それでは、議案第44号についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。北村総務課長。

○総務課長（北村和博君）

議案第44号 市長及び助役の諸給与条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案書は25、26ページでございます。

この議案につきましては、本年3月及び6月の定例会におきまして、同じ改定案を提案いたしましたのですが、否決となりましたので、再度の御審議をお願いいたすものでございます。

改定案の内容は、市長の給料月額現行 865千円を月額87千円減額し 778千円に、率では10%の減額となるものでございます。また、助役の給料月額、現行 679千円を月額48千円減額し、 631千円に減額となるものでございます。

なお、施行期日は平成17年10月1日からといたしております。

御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（小池幸照君）

質疑に入ります。質疑ありませんか。16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

今回、3月議会から6月議会にかけて種々の議論の末に否決された案件を、今回、再々提案という形をとられておるわけですが、議会の議決権を二度もって同じ結論が出た。その内容について、本案件は一言一句変わらない形でこの場に再々提案をされているということは、議会に付議する一つのルールとして、一事不再議の原則というのがございます。これは会期中に同一議案を再提案するということはできないという原則になっております。そういった趣旨からは提案権を縛るものではございませんけれども、内容が全く変わらないものを三度同じ内容で提案をするという趣旨は、一事不再議の、法的には許容されるわけでありますけど、その趣旨に照らして再検討を執行部としてなぜした内容を一部議決をできないという結論に達した議会の指摘事項を一部修正を加えて再提案するという手法をとられなかったそのねらいといいますか、考え方、この辺について非常に疑問を持っております。そういった点での執行部の考えをお尋ねいたしたいと思っております。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

**○市長（桑原允彦君）**

私は、特別職報酬等審議会に対して諮問をした立場であります。そして、市民の各界各層、あるいは納税者の代表、各界各層の代表者、そういう立場で、市長、議員の報酬等について御審議をいただきまして、答申をいただきました。この答申を尊重すべき立場にあります。したがって、3月議会で否決をされてもその答申を尊重した、これは同じ議会でなければそのまま提案できるわけですから、その諮問を尊重するというところで三度提案をいたしました。

**○議長（小池幸照君）**

16番谷口良隆君。

**○16番（谷口良隆君）**

審議会の答申をいただいたことをもって、その意思を住民の意思というとらえ方でもって今日に至ったということで今説明をいただきました。

もちろん、私もこの審議会の慎重な審議の経過、そして、出された結果というのは尊重をいたしますが、片方で、議会の議決権との関係だと思えます。審議会は市長が審議員を、いわば市長の補佐機関として意見を聞くために設置をされた、市長が任命をされた機関であると思えます。片方、それを議決をする議会というのは、余り私は議会で議会の権力をかさに着る話は苦手であります。そういう立場は従来からとっておりませんが、地方自治法にのっとって一つの結論が出た、さらにそれが二度提出をされて、同一の結論が出た。この重みと、その審議会での結論と、いわば市長としては板挟みの選択に合われたというふうに思いますが、その重みをどういうふうにとられておるのか、お尋ねをいたしたいと思えます。

**○議長（小池幸照君）**

桑原市長。

**○市長（桑原允彦君）**

どちらをという比較の議論に私はのるわけにいきませんが、自分が諮問をした立場として、住民代表として、それに対して答申をいただいた、これは尊重すべきであるというふうに思っております。

**○議長（小池幸照君）**

16番谷口良隆君。

**○16番（谷口良隆君）**

ちょっと答弁を避けられたわけで、それ以上は踏み込むのを差し控えたいというふうには思いますが、片方では関連して、その次に提案されております議案第66号、一たん議案第45号については撤回をして、議案第66号は今の市長の答弁と違った形で再提案をされたという点では矛盾が生じるのではないのでしょうか。

**○議長（小池幸照君）**

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

まず、市長の提案を再提案しなかった、そのまま出したということについて説明をいたします。

これは3点あります。私は太良町との合併議論の中で、合併しなかった場合の財政シミュレーションの中で、みずから10%削減ということをそこに明記しました。これは議会にも示し、住民説明会にも示したわけであります。いわばこれは市長としての合併しなかった場合どうするという公約であります。この公約を市長としては守る。したがいまして、今回10%のまま出しております。

それから、昨年12月に特別職報酬等審議会に諮問をする場合に、私はこういうふうにつ記をしております。諮問の中で、私自身、市長として合併ができませんでしたので、10%以上の削減をぜひお願いしますということを付記して、審議会の方に申し入れております。ちなみに、議員の報酬については何ら触れておりません。

次に、3点目が財政基盤強化計画を今から図っていかなければいけないわけですが、これは職員にも、あるいは市民の皆さんにも痛みを分かち合っていたらかなければならない内容になっております。

そうした場合に、やはり市長としてその方向を示し、そして、痛みを市民、あるいは職員に共有してくださいというお願いをしなければいけない立場上、みずから公約をした10%の削減というものをまず果たさないと私はお願いができないという考えを持っております。そういうことで、市長についてはそのまま提案しております。

それから、議員については、今回2%と7%というふうに申し上げておりました。これは確かに答申の中で7%という答申をいただいております。しかし、これは市長の立場、先ほど申し上げた立場とは議員とはまた違います。議員は、私はゼロ回答は審議会に対してもそれではまずいと思いますし、また、市民や納税者に対しても、議員の削減が全くないということであれば、私はそれはどうするものかというふうなことを考えておまして、議長ほかから、あるいは副議長が一昨日お見えになりました。そして、こういうふうに議員の中にはいろいろ意見があるということをお聞きしました。それは実に多種多様な意見でして、その場合に私が確認しましたのは、今いろいろ私に申しておられるのは、一つの提案ですかと。提案になっていないわけですね。こういう意見があるというだけのことでということでしたので、ああ、そうですかと。それは十分議員各位の意見として承っておきましょうと。

昨日、議長がお見えになりまして、そして、何とか2%削減ぐらいであったら可決に向けて最大限の努力をしてみたいという具体的な議長さんの提案が私に対してございました。

ちなみに、なぜ2%かということをおっしゃいましたが、職員が財政強化基盤計画の中で2%は削減をするというふうに決めておる。せめて議会としては、そこまでは持って行って2%

削減ということまでは最低持っていかにかんやろうと自分は思う。したがって、満額というわけにはいかないが、現実的なそういうあたりで取りまとめる努力をしてみたいという提案をされましたので、私自身は、もちろんそれは7%という答申をいただいて、私自身もそれを尊重して提案を昨日までしていました立場上、最善というわけにはいきませんが、しかし、ゼロ回答よりいいだろうと。次善の策として、それは議会の努力というものを尊重すべきであるということで、私の方から7%を撤回して、2%という再提案をさせていただいたと、こういうことであります。

○議長（小池幸照君）

16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

少し考え方がごっちゃになっておるのではないかなと思うんですが、過日の、今回の市長、助役の給与並びに議員報酬等の削減についての基本的な考え方について、総務部長の答弁では、ひとえに財政基盤計画、つまり、財政的な側面から今回、この削減2議案を提案していくという説明をさきの議会で受けたわけです。

ただ、今の市長の御答弁によりますと、合併できなかつたので、市長は10%以上の削減をつけて、条件をつけて諮問をしたというふうに言われましたけど、これはつまり合併の破綻をした、その結果責任に対する市長の政治責任といえますか、そういうものが盛り込まれた、そういうふうに見解が今度は変わるんですか。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

合併できなかつた場合の財政シミュレーションで10%の削減というのを公約しておりました。それを果たす、私は公約を違反することはできませんから、それを果たすべく、審議会の方にも申し伝えたところであります。

○議長（小池幸照君）

16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

合併できなかつたことをもって財政基盤、つまり、特例債として期待をしておった350億円相当の新たな収入見込みがなくなったということを大きな要因として、本市の財政基盤の見通しが立たないということから財政基盤計画というのを今鋭意策定されているという段階にあらうと思いますが、この議論をする前に、政治的な、要するに合併できなかつたことに対する市長のいろいろ経過はあります。それは相手もあることですから。しかし、3年間にわたって旗を振ってこられた、その行政の責任というのがまず明らかにされることがあってこの議論に入るのではないかと、これが私は市民一般的な見方ではないかというふうにとら

えております。

そういった点で、7%の提案が嫌だから議会は2%、そういう議論は私はしてほしくもないし、する考えもありません。議会としても相応の財政基盤再建のための血も流します。それはさきのいろいろ議論があったにしても6名の定数削減、身を切ったわけですね。報酬問題それそのものも避けて通るつもりはございません。したがって、それはちゃんとした俎上に議会みずからが乗る覚悟は私はできております。

ただし、今言います前段の合併破綻、それに起因する行政の結果責任というものを市長がまず示すべきではないか、これが2回にわたる否決に及んだ大きな要因として私はあるというふうにとらえておるわけで、事の議論のすりかえじゃないかというふうに私はとるんですけど、そこら辺について明確な姿勢をお尋ねします。

**○議長（小池幸照君）**

桑原市長。

**○市長（桑原允彦君）**

議会としても7%削減はやぶさかでないという御意見を今初めて聞きました。

ただ、いろいろ聞いておまして、谷口議員のような考えの方ばかりじゃないですよ。そうでしょう。いろいろ意見があられますよ。だから、それは取りまとめた意見ではないというふうに、谷口議員はそういう立派な意見を持っておられるということでお聞きしておきたいと思います。

もう一つ、合併責任についてであります。これは合併できなかったということについて議会でも報告を申し上げ、陳謝をしております。それから、区長会でもそのことをちゃんと陳謝しておりますし、また、市報においても、その理由とできなかったおわびということをしておりますし、また、その後の各種会合にいろいろ私は出た場合にも、そのことは市民の皆さんにもおわびをしております。

ついでには、合併できなかったおわびをしながら、今後の運営についてはちゃんとできるように今から財政基盤強化も計画を組んでやりますと、こういうことまで申し述べておるわけでありまして、そういうことで御了解いただきたいと思います。

**○議長（小池幸照君）**

16番谷口良隆君。

**○16番（谷口良隆君）**

市長の身の処し方に第三者的に発言をこういう場でするのは、多くは差し控えたいと思いますが、さきの養護学校の、恐らく九分九厘、鹿島に誘致が確定的になっておったところで、議員もそれぞれの立場から議会として、あるいは議員個人として、あるいは地元の関係諸団体として、県との間でいろんな交渉窓口を持ち、交渉を進めてきておった。しかし、最終的に交渉を鹿島市として一本化をしたいということから、そうした団体とか、個人の動

きというのを一切市長に交渉窓口を一本化させてくれということがございました。で、交渉の窓口を市長に一本化して、そこまではよかったんですが、それから数カ月もたたないうちに塩田にとられてしまうという経過がありましたね。あのとき市長は、みずからの責任という形でみずからの給与に手をつけられた、そういう経過がございます。この合併が実現しなかったことによるその影響と、当時、養護学校が本市に誘致できなかったことが与える本市への影響とその重みを考えるならば、おのずと何らかのものが私は、同じ市長が施行、当時間も桑原市長でした。今日における市長も桑原市長です。同じ方が判断をされるという点では少しバランスを欠くのではないかというふうに私としては考えるわけです。

なかなかお答えのしにくい、私もこれ以上は掘りたくない議論になりますので、この件についてさらに加えて質問はいたしませんけれども、もしお考え等があれば、この際、お聞かせいただければというふうに思います。

**○議長（小池幸照君）**

桑原市長。

**○市長（桑原允彦君）**

合併する、しないが決定する前から、私は合併した場合、しなかった場合のシミュレーションを示しております。その中で、合併できなかった場合は10%の削減をいたしますということを公約しておりました。それを今実行すべく、議会に諮っているということでございます。

**○議長（小池幸照君）**

16番谷口良隆君。

**○16番（谷口良隆君）**

終わりに私の意見として表明をして自席に戻りたいと思いますが、合併をできなかった場合の財政シミュレーションが基礎になって、こういう議論になっておりますが、その前になされるべきことを処理した上でこの議論に入るとというのが、私は市民に向けた常道のとるべき手法だろうと、基本的にそういうふうに考えております。

この際、その給与とか報酬とか、そういう審議会に客観的なそうした議論をお願いするという以前の問題としてなすべきことを提案、処理をした上でこの議論に入っていただくという方向を切望いたしております。

あわせて、また、議員が7%を2%になんていう、どこでそういう数字に決まったのか私も聞いておりません。議長に言わせれば取りまとめをしたんだというふうに言われておりますけど、私議員本人、直接かかわりのある一人なんですけど、そういうものが密室談合的に決められて、これは市長は10%と言って審議会どおりにいくと、きのうまで言っておられましたけど、10%でいって、審議会から答申のあった7%がどういう根拠を持って2%になったのか。これは市民の批判的になりますので、こんなことはあり得るべき提案の仕方では

ない。ちゃんと道筋を踏んでほしいと、こういうふうに私なりの御意見を申し上げて、質問を終わります。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

提案をしているのは市長なんですね。議長ではございません。議長の御意見を参考にして、そして、私は撤回をして、再提案をしているということです。議長の考えはいろんな、今、谷口議員は7%もやぶさかじゃないということを立派に言っていただきました。そういう御意見の方もおられます。しかし、やっぱり低い方がいいとか、絶対上げたらいかんとか、もっと高うせろ、どっちでんとか、いろいろあったというふうに聞いております。

そういう中で、現実問題として議会の場で、議場で可決をするためには過半数の議員が納得できる最大公約数というのは必要なんですね。そのあたりを議長の立場として見計らって私に提案をされたものと私は受けとめました。したがって、提案自体は議長がしておられるんじゃないと思います。議長のそういうお気持ちを酌み取って、私自身が判断して、市長が提案をしております。

○議長（小池幸照君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

議案第44号について、私は賛成の討論をします。

私は3月、6月と同じような態度をとってきました。特に私は、この市長の報酬については提案がされる以前から、市長もまだ御記憶にあられると思いますが、市長の前回の選挙後、財政がここまで厳しくなっている中で、市民にいろいろとサービスの低下、その他で痛みを押しつけていかんといかんと。そういうことになるなら、まずみずからがそれを示すべきだということで、市長の報酬を引き下げろという意見をこの場で言ったことがあります。しかし、そのときは、市長は受けていただけませんでした。

そういうことで、今回、3月に提案されたわけですが、私は今回の提案自体も市長が報酬審議会に諮問をされたということで、それもしかりでしょうが、そういう形で市民にサービス低下、その他痛みを押しつけなくちゃいけない状況なら、それこそ報酬審議会に諮問もだけど、その前にみずからが引き下げをこれだけだということではすべきだということを私は申し上げてきたと思います。

そういう意味で、いろいろな、今市長も論議がありましたが、私は今回のこの提案に対しても、これまでのとおりに賛成の態度をとっていきたいと思います。

今度の提案のやり方自体も私は不自然だと思います。2回否決をされて、全く変わらないそのままの状況で提案をされたことに対する不満もあります。

それから、私自身もこの後また採決もありますが、みずからの報酬に対しては、私は引き下げに反対をしてきたわけですが、我がは反対して、市長のとは賛成かという意見も聞きました。しかし、市長と議員というのはまた立場が違うと思いますし、先ほど申し上げてきたような状況の中で、私は今回も賛成の態度をとりたいと思います。

**○議長（小池幸照君）**

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（小池幸照君）**

討論を終わります。

採決します。

あらかじめ申し上げます。起立者の数の確認のために、起立後は「着席をお願いします」と申し上げるまで、そのままお立ちください。

それでは、議案第44号 市長及び助役の諸給与条例の一部を改正する条例については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（小池幸照君）**

着席ください。起立多数であります。よって、議案第44号は提案のとおり可決されました。

#### 日程第10 議案第66号

**○議長（小池幸照君）**

次に、日程第10. 議案第66号 鹿島市議会議員の報酬並びに費用弁償等支給条例の一部を改正する条例についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。北村総務課長。

**○総務課長（北村和博君）**

議案第66号 鹿島市議会議員の報酬並びに費用弁償等支給条例の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。

議案書はその3の1、2ページをごらんください。

この議案につきましても、本年の3月及び6月議会におきまして御審議をいただきましたけど、否決となりましたので、今回2%の減額ということで、再度の御審議をお願いいたすものでございます。

改定の内容につきましては、議長の報酬月額、現行 447千円を 438千円に、副議長の報酬

月額、現行 376千円を 368千円に、議員の報酬月額 348千円を 341千円にそれぞれ改定をお願いいたします。

なお、施行期日を平成17年10月1日からといたしております。

よろしく御審議方お願いいたします。

○議長（小池幸照君）

質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

20番松尾です。ただいまの提案には、私は反対の態度をとりたいと思います。

この件についても先ほどの案件と同じように、3月議会から提案をされてきたわけですが、私は議員の報酬というのは、基本的には議員がその地域で十分に活動できるだけの保障がされなければいけないと思います。

私は3月議会でこの問題が提案されたときに、この場で私自身、みずからの議員活動と、そして、その財政状況というのを事細かく報告をしたと思います。その報告の状況を見ていただければわかると思いますが、本当に議員が安心して市民の皆さんに責任を負っていただくの財政的な保障というのは十分でないということを私は申し上げたと思います。

特に武雄市を初め、ほかの市では、議員報酬のほかに議員の活動を保障するために政務調査費などというのも報酬の別枠で出されて議員の活動というのが保証されているというのが現状ではないかと思っています。

特に私たちの報酬についても、市民の皆さんも確かに収入も減り、大変な状況にあると思いますが、私たちみずからも報酬は7年ですか、昇給もあっておりませんし、そういう中で私たちは努力をしてきたと思います。

そういう流れの中で、6月に否決をされて、その後、議会としてもいろいろと協議を重ねてきたわけですね。そういう中で、議会の中では今のような形で同じことを何度も提案をすることに対するいろんな意見は出ました。先ほど市長が申されたように、全員協議会の中では、やっぱりもっと報酬を多くして保障すべきだという意見もあったのはたしかですね。そのことの条件としては定数を減らさなくちゃいけないというようなこともあったと思います。

いろんなそういう私たちの議論の積み重ねの中で、特に今回に至りましては、今また提案をされているんだけど、これはおかしいんじゃないかと。とにかく市長に引き下げてもらうべきだというような意見も出まして、そして、いろいろと修正案の問題なんかもいろいろ話

されてはおりましたけれども、具体的なことはなく、とにかく市長に引き下げていただきたいという要求を私たちは議長にぶつけていったと思います。議長も本当に大変だったと思いますが、そういうのを受けて市長との交渉もしていただいたと思います。

その間、いろいろあったようですが、けさのことですね。全員協議会の中で今回の提案のことが話されました。私も初めて知りました。そして、市長の口から冒頭、議長が2%で取りまとめをしているということで2%削減で提案をするという話を聞いたときに、私はもう啞然としました。どこで取りまとめがされているかというのは、私にはわかりませんでした。そういう話があることすらわかっておりません。確かに私たちは取り下げの願いをしてくれという要求は出してきました。そして、みずから絶対に引き下げはできないというようなことや、徹底した論議を重ねることによって、私たちがみずから引き下げをしなくてはいけないときだってあると思います。

そして、私たちが引き下げられたその財源が、どこにどう使われていくのか、そういうことすら今わからないわけですが、特に今回、この報酬の問題と絡めて6月には16名の削減をしましたよね、議員の削減。このことは、財政的にはプラスになるという読みかも知れませんが、ひいて言えば、16名に削減したということが市民にとって大きなマイナスになるということはだれも見詰めていない、残念でなりません。そういうことだってあると思います。

特に今回、そういう形で市長が議会でまとめられているというようなことで提案をしたと。先ほど市長は、議長からはあくまでも意見として聞きました。提案を私がやりましたということですが、私はこのような議会の運営のあり方、そういう中で提案をされたこの案件に対して、私たちが賛否をここで出すということすら、本当に耐えられません。

私は今後、この問題については、もっと議員がしっかりと話し合いをしながら、そして、私たちが何を今しなくちゃいけないかということを経験をかけるべきだったと思います。特に今、財政再建のために民間の方たちをお願いをしながら、わずかな財源でどう運営をするかということで、その削減案なども論議をされているさなかだと思えます。私はそういう問題が進んでいく中で、議員報酬についてもしかりとそういう問題をもっと深く、私たちもちろん、みずからが論議をし、市民の皆さん方の御意見も十分に聞く中で、私は決めていてもよかったと思います。

特に、下げ幅が2%だとか7%だとか10%の問題ではありません。今回行われたこのようなやり方に対して、まず納得がいけないという問題を含めて、私は反対をしたいと思います。

以上です。

○議長（小池幸照君）

7番中村雄一郎君。

○7番（中村雄一郎君）

7番中村雄一郎です。私は今回提案されました議案第66号に関して、賛成の立場で討論を

いたします。

今、松尾議員の方からる指摘がございました。私は今回、評価をいたしたいのは、過去3月議会で提案をされて否決になりました。6月議会での提案に対しましては、その6月議会の提案に対して、議員我々みずから定数を6削減するという形でのことで、この定数問題を議論したわけですけれども、その中で修正案を議員提案で出ささせていただきましたが、それに関しても否決になりました。本案も否決になっております。

今日まで約半年かけてこの問題に関して議論を行い、市民の皆さん方の意見もそれぞれ皆さん方聞かれたんじゃないかと思えます。

先ほど松尾議員が指摘をされた手続の問題、これに関しては、確かに手続上問題があったことは否めないわけですけれども、今回、市長と議長が我々の全員協議会の中で、議長が意見をとりまとめたような形で執行部にとりあえず撤回をしてほしい。議案第45号に対して撤回をしてほしいという要望は、これは皆さんの一致するところじゃなかったかと思えます。

その中で、ゼロ回答のままでもいいのかという問題は確かにございます。報酬審議会の皆さん方も真剣に議論をして、7%の削減を提案されたわけですので、どこかで決着をつけなければならないということで、今回、市長と議長の方で話し合いをしていただいて、2%という案が提案をされておりますので、今後、議員の報酬に関しましては十分に議論を積み重ねていく必要があるかと思えますが、一つの結論として、今回はこの2%でぜひ2%を通していただいて、今後の問題としては皆さん十分に議論をしていかなきゃならない、市民の皆さん方の意見も聞きながらやっていかなければならないと思えますが、そのようなことで賛成をいたしたいと思えます。

**○議長（小池幸照君）**

11番寺山富子君。

**○11番（寺山富子君）**

私は今回出されましたこの議案第66号に対しまして、反対の立場で意見を申させていただきます。

そもそも私たちのこの議員報酬の問題については、財政が厳しいからという理由が第1番目にあつたと思えます。そのことを受けて、私たちは定数の問題で真剣に話し合いました。そして、その結果16名、現在22名が16名に結果的に決まりました。ということは、6名の削減になります。これで財政的な面では大きくクリアをしているというふうに私は思います。

ことし1年の問題とか2年の問題ではなくて、この財政基盤計画というものは5年または10年、その間の計画で、大きな問題だと思えます。そこになりまして、今回、私たちが反対した理由というものが7%大き過ぎるとか、そういうふうな中身で論議が進められたのではなく、やはり大きな枠の中で財政をどういうふうに議員みずからが血を流していくかというところで結論を出した結果が議員定数ではなかったかなというふうに私は思います。

それで、私たちの全協の中では、やはり3月、6月と2回同じ議案が否決なされました。そういうふうな中身で、何とかこの提案の中身を市長の方に、やはり少しは考えていただくということで議員になった、これは周知の事実であろうと思います。ですが、私はきょうの議長、そして、市長の何で2%にしたのかという、その経緯を聞く中で大きな不安を抱いたわけです。

というのは、市長とか助役の分は合併しなかった場合という大きな公約に基づいたものがございまして。それが一番大きな10%という枠で決められているかと思いますが、私たちが今回提出された中には2%というものがなってきました。この2%の説明の中には、財政基盤計画で職員の賃金が2%減にあたかも決まったような形で、職員みずからが2%で了解といいますか、努力をしているのに、議員は最低そのくらいはしなくてはいけないんじゃないかというふうなことも、きょうの結果言われているわけですね。これはまだ決まったわけではなく、これから議論がなされることであるわけです。これに賛成するということは、職員の方々の2%減というこれから論議がなされている部分にも賛成することにもつながっていく。また、これに拍車をかけるということにもつながっていくという大きな危惧の念を抱いています。

というのは、ここで論ずるのは場違いかも知れませんが、職員の賃金を下げる以前に、私たち議員の賃金、報酬とは別なんです、このような問題は、やはり事業の見直しとか、いろんなものがなされた中でこれが決められていく、これからの段階であるにもかかわらず、あたかもこれが決まったかのように、職員も努力をしている、協力をしているから、議員もみずから決めるべきじゃないかという2%という線が出されました。このことに私は大きな危惧の念を抱いているものです。

それから、再三先にこの進め方というものについて論議がなされています。やはり進め方というのは、民主的なこの議会の中で一番大事にしなければならないと思いますので、急がず、こういう手続はきちんとしていただいた中で、話し合いでおのずと結論は出るというふうに私は思いますので、結論を急がないで、やはりあと1回、12月議会等でももう少し議論をする時間は十分にあると思いますので、その手続のやり方、そして2%という額に職員の、やはりそういうふうな問題が再三言われましたので、そこに危惧の念を抱いて、私は反対をいたしたいと思います。

**○議長（小池幸照君）**

2番伊東茂君。

**○2番（伊東 茂君）**

私は今回の議案第66号、報酬並びに費用弁償等の支給条例の一部を改正する条例について、賛成の立場で意見を申し上げます。

議会報酬については、過去2回、3月議会、6月議会、原案が否決をされました。私自身

も削減案については基本的に反対です。理由としては、現状の報酬は決して高額ではなく、議員を目指す若い世代にとっては生活給の一部として一定額が必要だと私は考えております。

議会は、幅広い人材の中で市民が選ぶべきだと思っております。そのためには、報酬を安易に引き下げることが反対でした。しかし、現在本市が置かれている状況は財政的に厳しく、これを克服するためには、職員、議会、市民がともに痛みを分け合うことが必要かと考えております。そのようにしなければ市民の方に理解を得ることができるか、もう一度私は考えてみました。

このような理由から、今回の案について賛成すべきと考えております。

以上です。

**○議長（小池幸照君）**

討論を終わります。

採決します。

確認のために申し上げますが、起立者は数の確認のために、起立後は「着席をお願いします」と申し上げるまで、そのままお待ちいただきたいと思っております。

それでは、議案第66号 鹿島市議会議員の報酬並びに費用弁償等支給条例の一部を改正する条例については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（小池幸照君）**

着席ください。

出席議員20名中、賛成者10名で可否同数であります。

よって、地方自治法第116条の規定により、議長において議案第66号に対する可否を裁決いたします。

議案第66号 鹿島市議会議員の報酬並びに費用弁償等支給条例の一部を改正する条例については、議長は可決と裁決いたします。

午前中はこれにて休憩いたします。

午後0時10分 休憩

午後1時12分 再開

**○議長（小池幸照君）**

午前中に引き続き会議を開き、議案審議を続けます。

**日程第11 議案第60号～議案第65号**

**○議長（小池幸照君）**

次に、日程第11. 議案第60号 平成16年度鹿島市一般会計歳入歳出決算認定について、議案第61号 平成16年度鹿島市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第62

号 平成16年度鹿島市谷田工場団地造成・分譲事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第63号 平成16年度鹿島市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第64号 平成16年度鹿島市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について、議案第65号 平成16年度鹿島市給与管理特別会計歳入歳出決算認定についての6議案を一括して審議に入ります。

各議案に対する当局の説明を求めます。出村助役。

#### ○助役（出村素明君）

それでは、議案第60号から議案第65号までの平成16年度鹿島市一般会計並びに各特別会計の歳入歳出決算の概要につきまして、別冊の平成16年度鹿島市歳入歳出決算書により説明を申し上げます。

なお、各会計の概要につきましては、決算書の附属書類であります主要成果報告書、あるいは監査委員から提出いただいております決算審査意見書に、その主要成果、決算の分析について掲げており、また、市長の提案理由説明の際、詳細に説明を申し上げておりますので、私の方からはできるだけ重複を避け、歳入におきましては、不納欠損額、歳入未済額について、歳出におきましては、不用額を中心に説明をさせていただきます。

まず、一般会計について申し上げます。

説明の都合上、ページが前後することをお許しいただきたいと思います。

51ページをお開きください。

一般会計の歳入合計でございますが、平成16年度当初予算額は11,437,533千円、補正予算額821,604千円、継続費及び繰越事業費繰越財源充当額54,274千円で、予算現額は12,313,411千円でございます。これに対し調定額が12,859,845,853円、収入済額は12,148,534,676円で、予算対比では98.7%、調定額に対する収入割合は94.5%でございます。また、不納欠損額は195,084,770円、収入未済額が516,226,407円でございます。

まず、不納欠損額、収入未済額について申し上げます。

恐れ入りますが、21ページをお開き願います。

市税の収入状況でございますが、1項1目の個人市民税で現年課税分の未収額15,354,713円は、件数で695件でございます。同じく滞納繰越分の不納欠損額8,716,191円は247件、収入未済額72,088,136円は1,983件でございます。

また、1項2目の法人市民税では、現年課税分の未収額607,500円は11件分でございます。同じく滞納繰越分の154,100円は4件分で、収入未済額は38件分の2,307,900円でございます。

次に、2項1目の固定資産税で現年課税分の未収額62,035,704円は、件数で765件でございます。同じく滞納繰越分の不納欠損額は218件分で168,814,749円、前年度に比し大幅に増加しておりますが、これは企業倒産による競売事件により財産が皆無となり、即刻欠損処分したことによるものであり、このため収入未済額156,854,359円は件数で2,097件で、前

年度に比し 118,646,851円減少いたしております。

3項1目の軽自動車税で現年課税分の未収額 2,632,400円は、件数で 397件でございます。滞納繰越分の不納欠損額 540,200円は82件分、収入未済額は 789件分で 4,442,100円でございます。

次に、25ページをお願いします。

11款. 分担金及び負担金、1項3目の災害復旧費分担金、1節. 農業用施設災害復旧費の収入未済額 137,048円は1件分で、昭和60年災害に係る部分でございます。

次に、26ページでございますが、2項. 負担金、1目. 民生費負担金、3節. 児童福祉負担金の不納欠損額 650千円は、保育所運営費負担金に係る分で、法人の分のみで5件でございます。収入未済額は10,931,640円で、公立分15件、法人分 106件となっております。

次に、2目. 農林水産業費負担金、1節. 農業費負担金、これは過年度分の国営多良岳開拓建設事業受益者負担金ですが、未収額が27件の15,479,188円、本年度中に 1,500千円の収入となっております。なお、建設年度からかなりの年数を経ており、高齢化、あるいは後継者不足等から荒廃化が進み、負担金の徴収にも苦慮いたしておりますが、不納欠損処理も困難でありまして、今後とも分納等により債権の確保に努力していく所存でございます。

28ページをお願いします。

5目1節. 道路橋りょう使用料の不納欠損額は4件、14,730円で、未収額は37件の495,850円でございます。

また、同じく3節. 住宅使用料の収入未収額は 9,010,468円で、44件分でございます。

47ページをお願いします。

19款. 諸収入、5項6目4節の雑入で33,401円の未収額がありますが、これは公の施設使用に係る光熱水費の未収によるものであります。

以上、繰越事業に係る未収特定財源を除き、歳入の不納欠損額と未収額について申し上げました。

次に、歳出について申し上げます。

戻りまして6ページをお願いいたします。

支出済額は11,925,713,066円、翌年度繰越額が 213,417千円、これは市道中川内～広平線辺地道路整備事業など5事業を平成17年度に繰り越しして使用するものでございます。不用額は 174,280,934円でございます。

ページ数、大きく飛びますけれども、197ページをお願いします。

以上、歳入歳出差引額 222,822千円から翌年度へ繰り越すべき財源49,601千円を差し引いた実質収支額は 173,221千円となり、前年度に比べ53,837千円減少いたしております。

なお、各特別会計の実質収支についても後ほど申し上げますけれども、ページ数は省略しますので、197ページ以降を御参照いただければというふうに思います。

それでは、各費目の不用額について説明をいたします。

まず、総務費から申し上げます。53ページをお願いします。

1項. 総務管理費で20,506,747円の不用額でございますが、補助事業に係る事務費等についての精算段階で他の費目に振りかえたもの、あるいは職員の人件費で時間外勤務手当に要するものなどが主なものでございます。

70ページをお願いします。

3款. 民生費の不用額は28,747,919円でございますが、1項の社会福祉費では2目の身体障害者福祉や3目の知的障害者福祉費の扶助費に係るもの、施設支援費が主であります。

また、2項. 高齢者福祉費では、高齢者生きがいデイサービス事業や在宅介護支援事業等の委託料の減であります。

84ページをお願いします。

4款. 衛生費の不用額16,468,316円は予防接種や各種検診委託料、老人保健特別会計繰出金の減であります。

次に、109ページでございますが、8款. 土木費の不用額21,018,123円ですが、2項の道路橋りょう費において原材料費や工事請負費の落札減、用地買収物件補償費の未執行など、また、118ページの5項. 都市計画費では、公共下水道事業特別会計繰出金におきまして、使用料や負担金等の増や事業費の確定によりまして9,413,848円の不用額が生じたものであります。

なお、113ページの3目. 道路新設改良費におきまして、用地補償契約等のおくれから辺地道路整備事業中川内～広平線8,485千円を翌年度に繰り越しいたしております。

次に、127ページをお願いします。

10款. 教育費で24,480,987円の不用額を生じておりますが、その主なものは、小・中学校管理費や社会教育施設、保健体育施設管理費の節減によるもので、2項の1目. 小学校管理費で七浦小学校大規模改修事業費162,600,002円、4項2目の公民館費で古枝公民館の屋根改修事業費6,860千円、6目の文化財保護対策費で納富分永吉良遺跡発掘調査事業費10,000千円、また、5項2目の体育施設管理費において、のごみふれあい楽習館の体育館屋根改修事業費25,472千円をそれぞれ翌年度に繰り越しいたしております。

最後に、151ページの予備費でございますが、予算現額44,635千円のうち2,272千円を総務費に充当し、差し引き42,363千円が不用額であります。

以上、一般会計不用額は合わせまして174,280,934円を生じております。

次に、平成16年度鹿島市公共下水道事業特別会計について申し上げます。

7ページをお開きください。

歳入では、予算現額1,263,348千円に対し、調定額は1,259,221,416円、収入済額1,255,736,520円で、収入未済額は分担金及び負担金のうち受益者負担金で195件、2,175,900円、

2 款の使用料及び手数料の公共下水道使用料で 122件、 849,817円であり、また、不納欠損処分として受益者負担金で47件分、 411,100円、下水道使用料で12件分、48,079円が処分されておりますが、分担金につきましては、都市計画法第75条第 7 項、使用料については地方自治法第 236条第 1 項の規定に基づくものでございます。

歳出では、支出済額 1,255,736,520円、執行率99.4%、不用額は 7,611,480円でございます。

以上の結果、公共下水道事業特別会計実質収支額はゼロ円となるものであります。

次に、平成15年度鹿島市谷田工場団地造成・分譲事業特別会計でございます。10ページをお願いします。

なお、説明の都合上、歳出の方から申し上げます。

支出済額は14,478,656円で、その大半が造成事業資金として借り入れた地方債の償還金であります。ちなみに、平成16年度末の未償還現在高は24,511千円で、平成20年度までに償還完了の予定でございます。なお、収入済額は14,482,651円ですが、償還財源としての一般会計繰入金が主であります。したがって、実質収支額は 4 千円となるものでございます。

次に、国民健康保険特別会計について申し上げます。12ページをお願いします。

歳入では、予算現額 3,371,021千円、調定額 3,624,650,711円に対し、収入済額は 3,297,273,259円で、収入率は91%でございます。不納欠損額は33,761,242円、件数では 262件、また、収入未済額は 293,616,210円、件数で 3,007件分でございます。なお、8 款の基金繰入金におきまして、本年度 130,830千円の繰り入れをいたしておりまして、212ページに記載しておりますとおりに、本年度末の基金現在高は 1,739千円となり、平成17年度においては保険料についての見直しが必要かと思っております。

14ページをお願いします。

歳出合計ですが、予算現額 3,371,021千円に対し、支出済額は 3,301,232,616円で、執行率は97.9%、不用額は69,788,384円でございます。主なものといたしましては、179ページになりますが、2 款の保険給付費、1 項、療養諸費におきまして、一般療養費並びに退職療養費に係る分が主でございます。国民健康保険特別会計の実質収支額は 3,960千円の赤字となっておりますが、療養給付費等の国庫負担金において、その一部が翌年度に精算交付されることによるものであります。

次に、老人保健特別会計でございますが、この会計は75歳以上の高齢者及び65歳以上の寝たきりの方の医療費について、支払い基金、国、県、市町村の一定の負担割合をもって運営するものでございますが、説明の都合上、歳出の方から申し上げます。16ページをお願いします。

予算現額 3,887,809千円に対し、支出済額は 3,785,306,562円で、執行率は97.4%、不用額は 102,502,438円で、その主なものは 2 款の医療諸費におきまして診療費に係る分が大半

であります。これらの財源として、先ほど申し上げました負担割合により、歳入総額で 3,793,669,338円が収入となり、実質収支額は 8,362千円の黒字となっております。

なお、給与管理特別会計決算につきましては、給与事務の簡素化のために設けたもので、一般会計、公共下水道、国民健康保険、老人保健会計との重複決算でございますので、説明は省略いたします。

また、203ページ以降の財産に関する調書、基金運用状況報告書につきましても、説明は省略させていただきます。

以上、一般会計並びに各特別会計決算について、その概要を申し上げましたが、よろしく御審議のほどお願いいたします。

**○議長（小池幸照君）**

議案第60号から議案第65号までの6議案を一括して質疑に入ります。5番橋爪敏君。

**○5番（橋爪 敏君）**

5番の橋爪でございます。決算書の1ページをお尋ねしたいと思います。

ここに市税が、先ほども説明をいただきましたが、収入済額で 2,676,141,062円と載っております。その下にずっと内訳が市民税から入湯税まで載っておりますけれども、意見書の6ページに16年度の収入済額が、これは監査委員さんの方から出ているんじゃないかと思いますが、合計を見てみますと、2,644,297千円ということで、約31,844千円、こっちの方が少なくなっておるわけですね。内訳を見ましても、市のたばこ税と入湯税は合っております。しかし、市民税、固定資産税、軽自動車税は決算書の方が多いわけですね。その違いはどういうものか、お伺いをいたします。

**○議長（小池幸照君）**

出村助役。

**○助役（出村素明君）**

お答えをいたします。

御指摘いただきました分につきましては、監査意見書の方はその税目のうちの現年度課税分が 2,649,297千円ですから、滞納繰越分の収入がほかにありますので、当然その分の差は出てきます。

**○議長（小池幸照君）**

5番橋爪敏君。

**○5番（橋爪 敏君）**

それでは、わかりました。ここに収入未済額というのが 316,000千円ほど載っておりますが、その中で特に固定資産税が昨年と比べると大幅にふえておるわけですね。先ほど若干倒産等の説明もありましたが、その辺の内訳わかればお伺いしたいと思います。

**○議長（小池幸照君）**

北御門税務課長。

○税務課長（北御門敏則君）

お答えをいたします。

固定資産税の未済額の内訳ですかね。固定資産税につきましては、対前年度比ですけど、現年度分で申しますと、昨年度よりも0.42%の減となっております。金額にいたしまして、約6,200千円程度が現年度で減となっております。この主なものは、個々の名前につきましてはちょっと差し支えますので申し上げられませんけれども、大型店舗、それと、それに類似するものが昨年度新たに滞納ということで、その分が未済額として出ているということになります。

それと、過年度分につきましては、これまでと大体同じような形で、大型店舗等の過年度分がまだ依然として滞納で残っているというふうな状況であります。

以上です。

○議長（小池幸照君）

5番橋爪敏君。

○5番（橋爪 敏君）

収入率の向上を図るのが一番大事だと思いますが、今後、回収の対策はどのように考えておられるのか、お伺いいたします。

○議長（小池幸照君）

北御門税務課長。

○税務課長（北御門敏則君）

お答えいたします。

徴収の率の向上の、その対策ということだと思いますけれども、基本的には店舗等につきましては、御存じのように、かなりまだ営業的に厳しい面がありますけれども、それについてはこちらの方も粘り強く相談をさせていただく以外にはないかなというふうに思っております。

ただ、個人さんの一人一人の納税義務者につきましては、今後とも臨戸徴収をまず第一として考えておりますけれども、それで面接によって御理解をいただくということになりますけれども、努力していきたいと思っておりますけれども、それでどうしても御理解いただけない場合については、財産の差し押さえ、それから、ほかの預貯金、それから生命保険等々の差し押さえ等を実施して、滞納処分整理について我々としても今後とも努力していきたいというふうに思っております。税につきましては、適正な課税、公平な徴収というのが第一の原則ですので、それにのっとってやっていきたいというふうに思っております。

○議長（小池幸照君）

5番橋爪敏君。

**○5番（橋爪 敏君）**

ここで不納欠損額ももう昨年と比べると大幅にふえておるわけですね。そういう場合は特に滞納、金を払い切らんというような方の対策はどういう対策をされるか、ただ差し押さえぐらいですか。その辺、もう一回お願いしたいと思います。

**○議長（小池幸照君）**

北御門税務課長。

**○税務課長（北御門敏則君）**

お答えをいたします。

不納欠損が、先ほどの助役の説明にもあったと思いますけれども、対前年度と比べれば、大幅にふえておると、昨年度よりも市税トータルで156,000千円程度不納欠損額がふえておるといふふうに思っております。これにつきましては、先ほど説明がありましたように、大型店舗の倒産によりまして、これまで滞納となってきたわけですが、それが昨年、競売事件が終了いたしまして、それに伴います不納欠損というふうなことで、それが約135,000千円程度が新たに今回不納欠損として処分をしたということになります。

**○議長（小池幸照君）**

5番橋爪敏君。

**○5番（橋爪 敏君）**

次、2点目をお伺いしたいと思います。

これは意見書の4ページ、5ページに監査委員さんの意見が載っております。監査委員さんの仕事は大変だろうと思いますし、特に会計の監査、それに加えて、私は指導監査というのが非常に今後こういうふうになくなっていくんじゃないかと思っております。成果説明書を見ましても、13ページには市町村合併の破談の経過あたりも載っております、非常に今後経営が厳しいということで財政基盤対策等も検討されておりますが、この5ページの一番最後の方に、今後とも自主財源の確保への創意工夫とむだを省く経費節減等による健全な財政運営を望むものであるということで書いてもらっておりますが、この16年度の決算をしていただいて、具体的にどのような指導をされたのか、監査委員さんの御意見を賜りたいと思っております。

**○議長（小池幸照君）**

江口代表監査委員。

**○代表監査委員（江口 徹君）**

議員の質問にお答えをいたしたいと思います。今、税務課長も説明をしておりますけれども、地方自治の基盤は地方税にあると思いますから、その地方税が思うように徴収できないということは根幹にかかわる問題でございまして、非常に大変なことになると思っております。しかし、税務担当課の必死の努力によってもなかなか未収額というのが減りません。

こういう状況では困るわけですが、もうちょっと税務担当の努力だけでは対応できないような状況にあるんじゃないかと、大きな政策課題が考えられなければいけないんじゃないかというふうに思っているわけで、特に三位一体では税源移譲ということがよく言われますが、そのように地方税が減収減収であれば、このこと自体非常に危険な、何というか、怖い感じを持たざるを得ないわけであります。

それで、この前、新聞紙上で市長が申されておりましたが、いろいろ努力の結果、行政内部の改革を徹底的に行ったため、行政サービスの見直しは当初予想の2割だけで済んだと、住民負担もふやさずに、これだけの数値を示したのは誇れるとおっしゃっていたように、非常に財政のむだを省く努力をなさっており、健全な財政運営がなされていると思っております。

特に私たち監査委員としては、今後の自主財源の確保云々ということの意見については、まず、経常的経費の抑制ということで、職員数の計画的削減による給与関係費用等の抑制、これも計画的に行って考えておられるわけで、次は、地方の単独事業の削減と見直しをお願いしておりますが、このことについても努力をなさって、してもらっております。また、業務の民間委託、これも議員さんたち御存じのように、市長からお話、関係課からお話があるように、十分考えておられるようですし、今後、やっている事業の規模の抑制についてもむだを省いて、より有効な事業運営をやっていただきたいというふうにお願いをしております。非常に収入が少ない上に、これらの抑制は非常に辛いことでもありますけれども、必要だと思っておりますのでお願いをしているところであります。

以上です。

○議長（小池幸照君）

7番中村雄一郎君。

○7番（中村雄一郎君）

7番中村雄一郎です。大綱主義ということですので、何点かだけお尋ねをしたいと思いますが、まず初めに、今回、平成16年度の主要施策の成果説明書をいただきました。それで、内容を見ておりますと、昨年の決算委員会の中でニセコ町の、これは予算書を例にとって、もっと市民と情報を共有するためにわかりやすいものにしてほしいという要望を出していましたが、その趣旨を十分に踏まえていただいて、非常にわかりやすいものにつくり上げていただきましたことに関して感謝を申し上げたいと思います。

それで、この主要成果の説明書ですけれども、我々議員はこうやっていただいたわけですが、今後、市民の皆さん方にも市報の中では2ページを使って決算状況をお知らせしてございますけれども、この詳しい成果説明書をどのような形で市民の皆さん方には配布なり説明なりなさるのか、その点についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

唐島総務部長。

○総務部長（唐島 稔君）

主要成果報告書について評価をいただきましてありがとうございます。これを検討するに当たりましては、まず、金をかけない、それから手間をかけない、それから紙数、これが自前でとじるには限界でございまして、紙数をふやさない、この三つを頭に置きながら検討をいたしました。

それで、公表の関係ですが、まず、これを全戸に配布するのはかなり無理がございまして。それで、先ほど申し上げましたように、金をかけない形でやるとなると、閲覧の場所を定めまして、これを御希望の市民の方には閲覧をいただくということで、現在考えておりますのが、この決算の主要成果につきましては、まず図書館、それから6地区の地区公民館、ここで閲覧に供させていただきます、そして市民の方にお示しをします。この量が大変多いものですから、ホームページに掲載できるかどうか、これは現在検討中でございます。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

7番中村雄一郎君。

○7番（中村雄一郎君）

閲覧場所を定めるということでございますので、ぜひ市民の皆さん方も公民館、あるいは図書館で見たいと思います。

あとホームページのことも検討中だということですが、ぜひホームページの方にも掲載をしていただきたいということと、ぜひこれを欲しいというような市民の要望があれば、それに対してはどのようなふうに対処されますか。

○議長（小池幸照君）

唐島総務部長。

○総務部長（唐島 稔君）

欲しいと言われる方までは想定をいたしておりませんでした。ごらんになればわかりますように、これはおもしろいものでもございませぬし、欲しいと言われる方については、ちょっと今後考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

7番中村雄一郎君。

○7番（中村雄一郎君）

内容を見ていただきますと、非常にわかりやすいので、興味を持って勉強をしていただいて、鹿島市のことを御理解いただけるんじゃないかということで、そういう希望もあろうかと思っておりますので応じていただきたいと思っております。

2点目に参りますけれども、今回、鹿島市報の9月16日号に、決算の状況をお知らせしますということで載っております。その中で、指標で見る財政事情というような形で、経常収支比率なり公債費比率、起債制限比率、財政力指数を解説入りで書いてございます。その中で市民の皆さん方がこの数字をまず見られた段階で、経常収支比率が96.8%ですので、14年、15年度に比較いたしますと、4ポイントから5ポイントほどアップをしていると。これが100%になってきますと、非常にもう身動きがとれなくなって、投資的経費に回せないというような形になるかと思いますが、その件ですとか、あるいは公債費比率が17.8%、これもアップをしています。起債制限比率は12.1%ですけれども、このような数字を見られた中で、合併ができなかった現状で、一方では赤字の財政基盤強化計画を策定して行財政改革を進めていきますよということも書いてありますけれども、今まで言われてきましたのは、この数字はほぼピークだというような形で表現もしてありますし、言われておりますが、合併ができなかった現状の中で、今後の推移、もうここをピークとして改善がなされていくのかどうか、見通しについてお尋ねしていきたいと思っております。

○議長（小池幸照君）

藤田財政課長。

○財政課長（藤田洋一郎君）

中村議員の御質問にお答えをいたしたいと思っております。

これらの財政指標が今後どのように推移していくのかという御質問でございますけれども、基本的に、先ほど議員、合併問題のことを申されましたが、基本的にはもう何度も御説明申し上げたと思っておりますが、この苦しい財政状況に陥った大きな理由というのは、やはり地方交付税が大幅に削減をされてきたということでございます。これは合併する、しないは別としまして、日本全国大枠の中で地方交付税が削減をされてきたと。鹿島市を例にとりますと、これはもう従前、市長も申し上げたと思っておりますが、平成11年度のピークからいたしますと、このときに平成11年度54億円の地方交付税がございました。それが今の中期財政計画、去年つくりましたが、それでいきますと、平成22年度ではこれが35億円まで下がるというシミュレーションでございます。ピークからいたしますと、約20億円交付税が下がる。そういうことでの財政状況の苦しさということで、これは全国津々浦々そのような状況になっていることをちょっとまず御理解いただきたい、そのように思います。

そういう中で、今現在、財政基盤強化計画というものを庁内成案つくりまして、民間の委員さんの方に諮問をお願いいたしておりますけれども、それをつくり上げまして、着実に実行していけば、今後、この苦しい財政状況が相当改善されていくものということで考えております。

ですから、先ほど申しましたように、交付税の大きな落ち込み、それから、やはり社会保障関係経費が相当ふえていくという中で、現状のサービスを維持しながら、それを維持する

ために、この財政基盤強化計画をつくり上げていくということで考えております。

そういう中で、鹿島市の経常収支比率につきましては、御指摘のように16年度決算で96.8%、これは県の49市町村、合併した市町村もありますので、少し減っておりますけれども、県内で14番目、市におきましては——あ、申しわけありません、これは15年度ですね、91.6%のときに14番目の順位ということでございまして、それが96.8%に上がっておりますので、ほほほかの団体も同じような形で、先ほど申しましたように交付税が落ち込んでおりますので、順位的には余り変わっていないのかなと考えております。

そういう中で、この96.8%を今後どう見ているのかということの御質問だったと思えますけれども、市報の方にも書いておりますけれども、現在がピークであると考えております。と申しますのは、財政基盤強化計画は、今現在、庁内成案をつくりまして、諮問をしているところがございますけれども、その中の実施できる部分、人員の削減、これについてはもう既に15、16、17ともうずっとやっております。その効果というのが相当今出てきている。前倒しで人員削減をやっている。その分の効果が早目に出てきておりますので、現在はピークということで、今後は徐々に改善されていくものと考えております。

それから、起債制限比率、公債費につきましても、これは平成12年度に138億円あったと思えますけれども、平成17年度末ではもう110億円ぐらいに減って、これからどんどんどんどん減少していくというふうに想定をいたしております。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

7番中村雄一郎君。

○7番（中村雄一郎君）

はい、ありがとうございます。今後、努力をしていただいて、改善する方向に持っていただきたいと思います。その市報の中で起債制限比率、平成16年度12.1%という形で、これも近年は大きな投資というのがあっておりませんので、起債制限比率自体は徐々に下がっていくだろうというふうに考えますが、この中に主な指標のところ、まだ借金ができるかの目安という書き方をし、20%以上は要注意だという表現をしております。以前、いろんなやりとりの中で市長の方からの答弁は、14%から15%になりますと黄色信号で、もうそれ以上になってきますと、18から20%ぐらいになると、もう起債が発行できなくなるというような、再建団体ということでもないんでしょうけれども、そういうふうな発言があったような気がいたしますが、市報に20%という表現をしておりますけれども、この件に関してはいかがですか。

○議長（小池幸照君）

藤田財政課長。

○財政課長（藤田洋一郎君）

市報の方に起債制限比率ということで、まだ借金できるかの目安、20%以上は要注意ということで、従前、14%程度がという当局の答弁があっていたということでございます。確かに議員申されますように、基本的に20%を超えますと起債が一部制限されます。そういうところからいうと、要注意というか、もうこれは危険を超えているということでございますので、ちょっとこちらの表現に誤りがあったのかなと考えております。

そういうことで、14%を超えますと、自主的に公債費負担適正化計画をつくらなければならない。これは3年の平均でございますので、3カ年で毎年毎年14%を超えた場合になりますけれども、それで負担適正化計画をつくらなければならないということで、基本的に鹿島市としましては14%を超えないような形でということで何度も答弁を申し上げてきたと思っております。

今後、この12.1%は先ほど申しましたように、徐々に下がっていきます。ただ、全国的な平均といたしまして、11%という数字がございます。ですから、私ども財政当局といたしましては、この全国平均の11%を切るような形で今後も起債の適正化、適正な管理を進めていきたいと、そのように思っております。

**○議長（小池幸照君）**

7番中村雄一郎君。

**○7番（中村雄一郎君）**

何でここ20%という数字を上げたかといいますと、この数字を見比べると、ああ、まだ鹿島は借金でくったいねというような勘違いをなさるんじゃないかなということで、何かの機会にここは訂正をしていただければと思います。

次に入りますけれども、細かいことで一、二点ですが、税収をふやしていく、歳入をふやしていく中で、人口増というのは皆さん方、常に指摘をされることで、人口を増加させていくやり方として、一つは定住人口の増加、これは企業誘致でありますとか、住宅をつくるとか、住宅の分譲をすれば、そのようなやり方を各地区でなさっておられますが、鹿島市の場合は定住人口の増加よりも、むしろ交流人口の増加に今まで力を入れてこられたんじゃないかと思っておりますけれども、交流人口に関しては2回目で質問いたしますが、定住人口をふやすというような形の施策が今回の決算の中にもほとんどありません。今、今年度の予算の中でも余りそういうものが表面には出てきていないわけですが、これに関しては市長はあくまで、定住人口をふやす形になりますと色々な投資も伴いますので、厳しいという判断なのか、その辺に関しては見解をまずお尋ねしたいと思います。

**○議長（小池幸照君）**

山本産業部長。

**○産業部長（山本克樹君）**

お答えをいたします。

定住促進対策の一般質問で、水頭議員からも御質問いただいて、多久市長さんのこととか、いろんな御紹介をいただきました。我々は、それは非常に今は大事なことだというふうにとらえ方をしております。ですので、重なりになりますけれども、総合計画の中では随所にそのことを取り入れていきたいというふうなことで今準備をいたしておりますので、具体的にどういう形になるかは、これは意識して随所に表現をしていきたいというふうに考えております。

○議長（小池幸照君）

7 番中村雄一郎君。

○7 番（中村雄一郎君）

定住人口の対策に関しては大切なことだと考えているということで、今後、総合計画の中で考えていくというような、前回もそういう答弁がなされておりますので、決算の中にはこれはあらわれておりませんので、今後、政策的にその辺はぜひ取り上げていただきたいと思いますが、今まで交流人口の増加に関しては、この成果説明書の中、予算書の中にも数多くのもものが上がってきております。

そこで、交流人口を増加させる方策として、いろんなやり方があるわけですが、一つは、この決算書の中で 107 ページに、中ほどです、全国建具組合連合会佐賀大会助成金ということで 200 千円上がっております。あと 16 年度の決算の中でもほかにもこのたぐいのもがあるのかどうか、ちょっと探し切れなかったわけですが、過去にもいろんな大会を誘致される場合に助成金を出された例はあるわけですが、交流人口をふやすためには、鹿島市の中でこういう大会を開いて宿泊をしていただいているというのが、まず真っ先に皆さん考えられることなんですけれども、このような大会に関して、全国大会、あるいは九州大会を誘致する場合の補助基準的なもの、補助要項的なものがあるのかどうかお尋ねをしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

山本産業部長。

○産業部長（山本克樹君）

現在、その補助要項はありません。県がつくられています。御存じだと思います。我々はそれを参考に、今度実業団のソフトボール大会がありましたですけれども、そういったときにかなり鹿島にも宿泊をしていただいております。ですから、そこら辺はもうやはりおっしゃるとおり、ひとつの補助基準みたいなものをつくって、積極的に受け入れるべきだという認識でおりますから、研究をして、いつできるとか、いつつくりますとかという約束はできませんけれども、前向きで考えていきたいというふうに思っております。

○議長（小池幸照君）

7 番中村雄一郎君。

○7番（中村雄一郎君）

各種大会を鹿島市で開催していただくことは、いろいろな面で鹿島市の大きなメリットとなってくると思いますので、各団体がそれこそ前向きに受け入れることができるようにサポートができる、これはあくまで基準が必要だと思いますけれども、そのようなものをつくってやっていただければというふうに考えます。

もう一つ、交流人口対策ということで、各地に観光地がございますが、鹿島にも祐徳稲荷神社、あるいは干潟公園、それから、肥前浜宿地区等も観光地がありますけれども、鹿島を走っておりまして、鹿島市のいわゆるサイン計画が以前から検討されておりまして、今後3カ年の事業をやる中で、表現は18年度か19年度にしてあったと思いますが、サイン計画が叫ばれてもうかなりの年数がたつわけですね。その間、一向になされていないということで、まだあるところには昔のちょうちん型の干潟公園のさびた看板がそのままになっているようなところもございますし、サイン計画自体が全く進んでいないような気がいたしますが、その件に関してお尋ねいたしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

福岡商工観光課長。

○商工観光課長（福岡俊剛君）

中村議員の質問にお答えをいたします。

以前は、先ほど言われましたように、ちょうちん型の広告塔、市内に5カ所あったろうと思います。これは現在、1カ所は鹿島の駅前でございますけれども、あれ以外はすべて老朽化に伴いまして撤去をいたしております。

それから、百貫の方に広告塔がございましたけれども、これは今年の台風で被害を受けたもんでございますから、危険があったもんで、昨年一応除去をいたしております。先ほど言われましたように、実施計画の中では市内で6カ所ほどでございますけれども、広告塔の予定をいたしておりますけれども、やはり財政的に厳しいものもございますので、今後ともそれを実現できるように努力をしてまいりたいとは思っております。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

7番中村雄一郎君。

○7番（中村雄一郎君）

何事にも費用がかかるということで、取捨選択というのは必要かと思いますが、鹿島市のイメージを上げるためには、やはりそういうサイン計画というのは徐々に計画的に進めていかれるべきじゃないかと思います。

それともう一つ、これは鹿島市が設置をするわけじゃないと思いますが、国県道に県が設置をする標識といいますか、案内板のたぐいがございますが、バイパスの方から鹿島に入る

道を走っておりますと、長崎街道塩田宿の案内、あるいは志田の蔵の博物館の案内というのがカラーの写真入りで、私が確認したのは3カ所の確認をいたしました。それで、近隣では塩田町はそのほかにも和泉式部公園ですとか、歴史資料博物館ですとか、随所に県が設置をされた標識、看板類がございますが、鹿島市の場合はそれが極端に少ないですね。これがどういう形で、手続的にどのような形で進められていくのかはよくわかりませんが、これはお金はかからないで、恐らく県が設置をしていただけるんじゃないかと思っておりますけれども、この件に関して何か御所見はございますか。

○議長（小池幸照君）

中川都市建設課長。

○都市建設課長（中川 宏君）

お答えいたします。

先ほど中村議員申されますように、確かに鹿島市の標識、看板類、案内というんですかね、そういうのが国道に少ないという事実はあると思います。その辺は私たちも認識をしておりますので、県の方に設置の要請等を、現に今もしているわけですが、引き続き要望等をしていきたいと考えているところです。

○議長（小池幸照君）

7番中村雄一郎君。

○7番（中村雄一郎君）

これは県の方で定められた設置基準等があって、そのような中で他の町に関しては設置をされているんだと思いますので、これに関しては精力的に働きかければ、予算的には伴わないでできるんじゃないかなと思いますので、ぜひ進めていただきたいと思います。

最後に、これは市長にお答えいただきたいと思いますが、考え方だけで結構ですが、二、三日前の新聞に、公共下水道に企業会計をとというようなことで出ておりました。それで、水道会計と同じような形で企業会計を導入した市町村もあるというようなことですが、そのことに関して何か御所見があれば、私はやっぱり複式にした方が公共下水道の方もよりわかりやすくなるんじゃないかということで御質問しておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

あれは佐賀市だったですかね、どこか私も新聞記事でちょっと見ました。確かに御指摘のような本当に中身を伴った会計、それから運営、こういうものにするためには企業会計の方がいいと思いますが、まだ若干鹿島市の場合は公共下水道事業そのものが、年齢でいいますと、成年になっていないぐらいの進捗しかございませんので、そのあたりはある程度エリア

も広がっていったときには、そういうものを当然視野に入れるべきだというふうに思いますので、今から私たちが勉強をさせていただきたいと思います。

○議長（小池幸照君）

ほかにございませんか。20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

20番です。私は決算委員会の方に入る予定になっておりますので、事細かい質問については委員会の方でさせていただくということで、基本的といいますか、市長の方に見解といいますか、お答えをいただきたいと思いますが、16年度の当初予算を編成するという段階では、もういよいよどうにもできないと、予算が組めないというような、そういう状況の中での取り組みだったと思います。そして、国や県が当然出していた補助金をカットするというようなお達しの中で取り組まれたと思います。特に冒頭の質疑の中では私はその中でも市立みどり園などの運営経費が、国庫補助とか県の補助が全面的にカットされた問題を取り上げて質問したと思いますが、それはそれとしておきまして、昨年度の鹿島市の大きな市長の方針と申しますか、市の取り組みの中心というのは、まず合併問題だったと思います。だから、最初の市長の発言の中でも、結構時間をかけて合併問題でおっしゃっていただいたと思います。それと続いては、JR長崎本線存続の問題だったと思います。

いずれにしても、市長はこの二つの点を中心に、文字どおりもうほかになかとかというくらい熱心に取り組んでいらしたのは事実だと思います。特に合併については、私は単独で行くべきだという方針は、そういう考えを持っておりますけど、それはそれとしまして、非常に熱心な取り組みようだったと思います。特に合併問題については、市長は今年の発言の最終には、原点に戻って前向きな議論を深めて、鹿島市と太良町の合併をぜひ実現させたいと思っていますと、今後の頑張り次第でもありますので、議員の皆様の御協力をというような発言をなさっていますし、特にここでも私は申し上げたかもわかりませんが、昨年、テレビ、何ですか、ネット鹿島というですか、あれを見ておきますと、もう本当、以前申し上げたように、盆過ぎまでは合併やなくて何かというくらいの、合併がないとどうしようもできないということを再三放映をされた。本当あのときの市長の言葉はしばらくは見らなくても言いきるくらい覚えとったですね。

特にいつかも申しましたが、私が食事ばしようですっぎ市長の顔の見えて、合併しかなかというような、あれ以降、市長がより身近になったような感じがしましたがね。それくらい、よしあしは別として、その執念はすごかったと私は思いますがね。ただ、そういう流れの中で、相手があったにしても、どうであったにしても、合併というのが崩れたわけです。崩れましたが、大体盆過ぎでしたか、その後、合併は崩れたんだけど、じゃ、合併が崩れたその後の体制というですか、政策的な取り組みというですか、その点についてのこれといった動きを私は見ることはできなかつたと、私が不十分だったかもわかりませんが、そういう感を

しています。一つは、JR長崎本線がどっどっ入ってき、そのことに力が入れられたというのもあると思いますがね。そういう中で、長崎本線にしては、本当に私たちも同じような考えの中で8月まで一生懸命進んでいただいて、ことしの8月ですね。そして、県のあり方にも問題がありますが、今のような状況になっているわけです。

まず、この中心であった二つの問題、16年度の重要な二つの大きな問題について、どうとらえられているのかということについて市長の方からお答えをいただきたいと思います。細かくはもう今回は申しませんが。

**○議長（小池幸照君）**

桑原市長。

**○市長（桑原允彦君）**

まず、合併についてであります。合併のメリットというのは、スケールが大きくなった方が合理化がしやすいということが第1点目あります。それから、合併特例法による合併特例債の利用、こういうものも、当時とすれば、今もうかなり制約されたものにどこでもなっておりますし、また、これ借金は借金ですから、慎重にされておりますが、やはりこの特例法の活用というのは魅力がある。この二つが大きな合併によるメリットだというふうにとらえておりました。

結局これが果たせなかったわけではありますが、その後、合併できなかった直後から財政基盤の強化というものを取り組んで、私たちは合併した場合、しなかった場合、それぞれ想定をしながら財政の予想を立てておりましたので、より厳しい形で今実現をするべく計画を策定中であります。

何遍も申し上げておりましたように、この財政基盤の強化というものに対しましては、3段階のものを考えまして、第1段階目がやはり行政内部の合理化、第2段階目が市民の皆さんに対する若干のサービスの低下、第3点目が税金及び使用料等料金に対するアップ、この第3段階目まではいなくて、第1段階、第2段階目で現状のところ行けるんじゃないかという見通しを立てたところでもあります。それが合併問題が終了いたしましたから、合併できなかった後の主な、今後の重要な鹿島市の基盤である財政問題についての全面的な取り組みをしているということでもあります。

それから、あと一つはJR九州ですかね。JR九州の問題ではありますが、長崎本線を存続すると。これはもう議会でも全会一致で何回も採択をいただいておりますし、当初の目的をいささかも失うことなく、旗印を掲げながら私たちはこの存続に向かって今やっているということでございます。

結局、今度協議の再開ということで、若干市民の皆さんにもなぜかというふうな疑問も私のところに電話も届いております。それはどういうことかといいますと、8月いっぱい結論を出したんじゃないかと、その上でなぜまた県との協議に応じなければいけないのかと、こ

ういう疑問であります。このことについては、やはり県が、私たちは結論は出しました。結論は何といっても結論ですから。しかし、県の方からこの上さらに協議をしたいということで申し出があった場合には、これは受けようということで議会とも相談をし、市民会議とも相談をし、そっちの方向でいっております。やはりここでもう協議のほうを受け付けないということになれば、県の方もいろんな状況というものが出てくるかもわかりませんし、そういうものについては柔軟に対応していった方が得策だというふうな考えを持っておりますので、我々の当初の目的を失うことなく、今後も協議を続けてまいりたいと、こういうふうに思っております。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

合併が崩れた後の財政基盤の取り組み、確かにそれを私も見てきておりますが、例えば、私は桑原市政の総合計画は立てられておりますが、今のようないろんな財政状況、経済状況になってから、やっぱり今の状況に合わせた具体的なまちづくりの政策といたしますか、そこんところがどうも不足している気がします。合併ができなかった要因といたしますか、そこんところも具体的に市民に示されていないと思うんですよね。例えば、合併したらこういうをつくろうとか、そういう夢を与えてもらえなかったといたしますか、例えば、何度も質問した中で、合併のメリットは何がありますかと。太良町は宿泊施設とうまいものがありますなんてね。それぐらいのことでというような、私はここで何度も申し上げましたが、そのように合併を取り組む中でも、まちづくりのビジョンというのですか、これというのがなかったと私は思いますし、終わった後も金がなくちゃ何もできんということだと思っておりますが、そうじゃなくて、やっぱりこうなったんだから、じゃ、急いでこういう問題でまちづくりをやっていこうじゃないかというような、それも市民が一緒になってやれるような、そういうものをやっぱり示していくというのが大事じゃなかったかと思うんですよ。そういう面では、先ほど中村議員からも定住人口の問題でおっしゃいましたが、私も再三鹿島市で少子化対策を含めながら、住宅政策やいろんな問題を提起しながら取り組んでいくべきだということを提案してきたと思うんですよね。

だから、私はそういう面で本当に市民が、今はこうなんだけど、こうなるんだよという、そういう夢といったらあれですが、そういう現実的な問題での提起というのを市民に私はこれからだって示していただかなくちゃ、本当に市民が鹿島はどがんっていくとやろうかという不安というんですか、そういうのが大いに私はあると思います。

既に私たちの周辺の自治体では合併が進んでおりますが、もう本当に一番近いところでは白石町ですね。あそこでも合併前は鳴り物入りで推進していた人たちが、いざ合併をしてみても、ぎゃんことになんないばせんがましやっばいというような声はたくさん聞いています

ね。そういう状況。そういう面では合併できなかったことを私の考えていたようだなという気がします。

そういう面で、どうであろうと、やっぱりまちづくりの方針というのですか、こういうのを私にぜひ示していただきたいと思います。金のなかぎできんばいじゃなくて、その辺をぜひお願いをしたいと思います。そこが私は16年度合併が崩れた後、不足をしてきた、市民が不審を抱いた大きなところじゃないかと考えておりますが、何かありましたらお願いします。

**○議長（小池幸照君）**

桑原市長。

**○市長（桑原允彦君）**

まず、合併した場合、しなかった場合。合併した場合の政策は、むしろかなり項目を上げて、合併特例債等こういうものを使ってやりますというふうなことを掲げたと思いますが、できなかった場合のまちづくりというのが私たちはやっぱり住民に示すのが欠けていたというふうな反省はいたします。

まず、実は第4次総合計画が2000年にスタートをしましたので、ちょうど5カ年が、これは10カ年ですので、総合計画は、5カ年を終了しつつあります。そういう中で後半に入りますから、これは当初の目標どおり見直すということにしておりますし、まさしく今御指摘のちょうど今その節目になるわけですね、合併できなかった、あるいは交付税がこんなに急激に減っていくとは当初5年前には想定はしていなかったわけですね。したがって、こういうものいろんな状況が新しく変わってきておりますので、今の状況に合わせた政策というものが必要じゃないかと、全くそのとおりで、実は各課に今の総合計画についての洗い直しはもう既にしております。この財政基盤強化計画が間もなく成案になりますので、その後、今度は同じ企画課担当ですので、総合計画の見直しについてもいよいよ本格的に取りかかりをいたします。そして、今年度じゅうぐらいには成案として見られるんじゃないかというふうに思っております。

**○議長（小池幸照君）**

20番松尾征子君。

**○20番（松尾征子君）**

ぜひお願いをしていきたいと思いますが、それと長崎本線については、市長がいかに意思の強い人かというのは今度の報酬審議の取り組みでもよくわかりましたから、それを生かす方向で長崎本線では、変なところでは曲げないでいただきたいと思います。

それから、先ほどちょうど申しましたので、お尋ねをしたいと思いますが、例えば、昨年、国庫補助とか県費補助が全面的に削られているという中で、16年度はいろいろ取り組みが進められたわけですが、先ほど冒頭で私も意見を言っておりますので、この辺でどうなったの

かお尋ねしたいと思いますが、例えば市立保育園、みどり園の運営経費、国庫補助で13,000千円ですか、それから県費で4,500千円削減、冒頭ですね、なるということで、どうなるかということでしたが、この影響が実質的に16年間事業をする中でどういう形であらわれてきたんでしょうか。例えば、きょうも保護者負担なんかの不納欠損とかなんかも出ておりますが、国、三位一体改革の波の中でこっだけ削られたわけですが、それがどういう形で出てきたのか。これは一つ一つ、ほかのもあったですね、いっぱい。ありましたからですが、たまたまこの問題で冒頭言いましたので、その辺について具体的にわかっていれば教えてください。

○議長（小池幸照君）

藤田財政課長。

○財政課長（藤田洋一郎君）

松尾議員の御質問にお答えいたします。

三位一体改革によります16年度の国庫補助金の削減額につきましては、ちょっと細かい数字は覚えておりませんが、約60,000千円程度の額であったのではないかと覚えております。それにつきましては、そのときも申し上げましたが、平成18年度に本格的な税源移譲、税制改正を行うと、それまでのつなぎの措置としまして、所得譲与税という制度が設けられております。16年度からですね。それが16年度決算におきまして55,594千円、鹿島市の方に交付されております。ですから、国が補助金を削減された部分につきましては所得譲与税の方で、ほぼ同額が措置をされていると。それは、17年度も同じような形で今されているということになっておりますので、基本的には大きな財政の収支の中では影響は今のところあっていないということになっております。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

確かに冒頭論議をする中でも、何ですかね、50,000千円来たというのは。（「所得譲与税」と呼ぶ者あり）所得譲与税ですね。それが来たことによって、さほど変わらなかったというようなね。そういうことであれば、冒頭、組むお金が足りんからと大騒動する必要なかっじゃなかかなと。もちろん全部じゃないですからね。ほかのいろんな面もありますが、そういうことを理由に市民の要求を踏みにじっていくというような。変わらんやったら、冒頭からそれだけあるわけですから、いろんなのに問題はないと思いますが、そういうのを理由にいろんな要求が削られていくというような状況だって生まれてくるんじゃないかなと私は思うんですが、私が素人だからですか。例えば、今回の補正予算のときも途中で交付税が来たことで、より大きく来たということに対して、私は余分に来たのなら、中途であったって

政策的なものに使って市民に返していくべきじゃないかというような意見を申し上げましたが、最初、その分がわからないからということで、今まであったサービスすら削られていく、より新たなのはつくられていかないというような状況の中で、じゃ、冒頭から考えていかなくちやいけないんじゃないかという気がします、どうでしょうかね、その辺。

○議長（小池幸照君）

藤田財政課長。

○財政課長（藤田洋一郎君）

松尾議員にお答えをいたします。

16年度で当初予算を編成する時点で、相当厳しいということで確かに申し上げました。そういう中で平成15年度の単独事業費についても一部凍結するというような措置もさせていただいて、議員からは大変おしかりを受けたと覚えております。それが何でそういうこと、苦しくなったのかということで、今、三位一体改革での補助金と地方税との関係で、補助金の削減された部分と地方税見合い分の所得譲与税についてはバーターに交付されているということを説明申し上げましたが、もう一つの三位一体改革の大きな柱の一つ、地方交付税の改革、こちらの方が平成16年度は相当大きな影響があった。地方財政計画では12%削減すると。12%といいますと、6億円、対前年度比から一般財源が減ると。この部分が大変であるということで15年度の一般単独事業の凍結、それに当初予算に至りましては、380,000千円の財調を当初突っ込みまして予算を組んでいったというようなことでございまして、そちらの方での財源不足が大きな理由であったということで、その380,000千円の当初不足額がこの決算でどのように推移していったのかというのはちょっと御説明をさせていただきたいと思えます。

当初予算段階では、この380,000千円につきまして、歳入の増、それから、歳出の削減あたりで、何とかこれを圧縮していきたいというところで、16年度の収支の見通しとしまして、当初予算段階で交付税としては約6億円減っておりますけれども、380,000千円の財調にまず予算を縮めました。そして、それを最終的には約1億円ぐらいの赤字でやり過ぎたいということで予算をさせたということでございます。

そういう中で16年度につきましては、それ以外に当初予定をいたしておりませんでした退職者が相当数ふえました。その関係で約130,000千円ぐらい当初段階では予想していなかった金額がふえております。ですから、当初段階での380,000千円の財調に130,000千円の見込んでいない需要額が生じたので、約510,000千円、基本的には足りない。先ほど言いますように、今後の収入を見込んでいきますと、約230,000千円不足するという形ですと推移をしております。普通交付税につきましても、ほとんどこちらが見込んでいたとおりの数字になってしまった。それから、特別交付税についても、途中段階では相当厳しい国の方針が示されましたが、最終的にはそれが増額になりました。ただ、それはこの当初予算

段階で16年の1月時点で財政課が見込んでいた額とほとんど同額ということで、大きな収入については見込みどおりというような形に推移をいたしております。

ですから、相当この230,000千円というのが基本的には単年度の赤字というような財政状況であったというところで、なかなか新規の事業の方に振り向ける財源がなかったということで御理解をいただきたいと思います。この230,000千円につきましても、最終的には先ほど申しました15年度の繰り越しの部分の増額とか、単独事業を圧縮しましたので、その圧縮した部分の活用による積み立ての増額とか、そういったことによりまして最終的には、助役も先ほど説明したと思いますが、単年度収支としまして約50,000千円の赤字でおさめ切れたというような状況になっておりますので、議員申されるように、なかなか新しい施策の方に振り向けるお金がなかったというのを御理解いただきたいと思います。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

あとは委員会ですので、委員会の方で審議をしたいと思いますが、本当今いろいろ論議をしていて、先ほど監査委員もおっしゃいましたね。税務課の頑張りだけではどうしようもできなくなったというような意味をおっしゃったと思いますが、本当にいろんなことを審議する中で、もうこの枠内だけではどがんしょんなかと。選挙は終わったばかりですが、国の政治ば変えんことには、私たちが本当に責任持てない状況の土壇場に來たなというのを非常に私は強く感じながら、きょうのこの審議をしておりますが、あとは委員会の方でしたいと思いますので、これで終わりにしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

暫時休憩をいたします。

午後2時42分 休憩

午後2時55分 再開

○議長（小池幸照君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議案審議を続けます。17番中島邦保君。

○17番（中島邦保君）

2点だけ質問したいと思います。

98ページの土地改良区運営補助金についてでございますが、この土地改良区の運営補助金につきましては、13年が多分500何十万円ついて、次の14年度が400何十万円ということで、年々下がってはおりますけれども、非常にこの土地改良区の運営につきましては、土地改良事業を施工した後の農用地や農業用水などの地域資源管理や施設の維持管理を行い、改良区の事務運営に必要な経常賦課金の徴収など業務運営を行われておりますが、しかし近年、農

家の減少、農業者の高齢化、担い手不足などにより賦課金免責の現象も見られ、今後、賦課金の負担の増大が予想されます。現在、鹿島地区では土地改良区の合併に向けて話し合いがなされておると思いますが、ぜひ今年度は土地改良区の体質強化のためにも、合併問題には極力積極的に取り上げていただきたいと思いますが、現在どのような合併の準備がなされておるか、お伺いたします。

**○議長（小池幸照君）**

平石農林水産課長。

**○農林水産課長（平石和弘君）**

お答えをいたします。

中島議員から土地改良区の合併ということで御質問いただきましたですけれども、この件につきましては、担当課といたしまして、いろんな懸案事項はございますけれども、大きな課題の一つということで、今現在、積極的に取り組んでいる状況でございます。

合併問題につきましては、今まで経緯がございます。前年度、平成15年度からたしか12月に事務レベルでの作業部会というのを立ち上げまして、それから、合併を目的といたしました協議会の設置ということで、今年度5月には協議会の設置がなされております。この協議会といいますのは、佐賀県が事業主体、それから、同じくして土地改良区が事業主体ということで、国、県の補助事業を入れてやっておる状況でございます。市といたしましては、この合併をぜひ実現ということで思っておりまして、協議会設置後、目標といたしましては、平成18年度末には完全な合併をということで考えております。それで、今年度のスケジュールといたしましては、大きなポイントといたしまして、若干時期的なおくれは見ておりますけれども、10月いっぱいには現在協議を行っております6の土地改良区の合併の予備契約の締結というところまで持っていきたいと、そういうふうに考えております。

この件につきましては、事業主体であります県御当局、鹿島農林事務所でございますけれども、本当に積極的に力を入れていただいております。また、土地改良区の当事者におかれましても、現在、6の土地改良区が水田に置いてありますもんですから、これらの各土地改良区ごとに役員会を開催しながら、今、役員会の役員さん段階における周知徹底、合併に対する統一見解、こういったものを作業を進めております。それで、この役員さん段階におきます協議につきましても、実はきょうをもちまして、鹿島西部の方が4ブロックございますもんですから、四つに分かれましてやっております、きょうが最後となります。そういったことで今後、先ほど申し上げましたですけれども、10月いっぱいには全土地改良区の合意をもって予備契約までやっついこうというところで今進めておるところでございます。

以上です。

**○議長（小池幸照君）**

17番中島邦保君。

○17番（中島邦保君）

どうもありがとうございます。

今、行政の事務事業の簡素化については見ておりますけれども、今、北鹿島でも非常に迷っておられるのが状況でございますので、もう少し合併のメリットですかね、こうすれば合併をしても効果あるんだということをもう少し詳しく説明された方がわかりやすいと思いますが、その点、行政として合併のメリットの件につきましては、農家にどういうふうなメリットがあるか、わかりましたらお伝えを願いたいと思います。

○議長（小池幸照君）

平石農林水産課長。

○農林水産課長（平石和弘君）

お答えをいたします。

各土地改良区において、役員会における勉強会、研修会ということをやろうということになったわけですが、今、議員申されましたように、そういったメリットとかデメリットですね、こういったものをやはり列挙しながら進めていこうということになりました。それで、一つの方法でございますけれども、実際やっておりますけれども、こういったパンフレットですね。もう既に協議会を立ち上げ、補助事業ということで進めておるものですから、こういったパンフレットですね、こういったものをつくっておりますし、これは全組合員さんに配布をするということになっております。

それで、メリットということでいろいろ、県の方、それから、県の土地改良連合会で私たちも一緒に考え合わせたところなんですけれども、結局のところ、議員は土地改良区の体質強化と、それから、農家負担の軽減ということで申していただきましたわけですが、やはりメリットということになりますと、土地改良区の体質強化イコール事務局ですね、合同事務所ということで平成6年に旧能古見公民館に五つのまず土地改良区が一緒に入られまして、最終的に平成10年度に現在の今度合併をしようとしている六つの土地改良区が合同ということで入られまして、11年度から合同の事務所という形になっております。それで、合同の事務所ですから、事務員の方も一緒に合同ということでやってはいただいていると思うんですけれども、それが一つでないということで、事務局体制の強化、そういったことがこの合併によってとれると、まずこれが大事だということに思っております。

それから、農家負担の軽減のことなんですけれども、経常賦課金の減額ということで、一緒になって10アール当たりの負担額が安くなると、そうなれば一番いいんですけれども、なかなか六つの土地改良区を考え合わせますと、現在の賦課金よりか若干上がる、逆に上がるというところも実はあるわけでございます。しかしながら、これは現時点においての状況でございます。今議員も申されましたように、今後ますます土地改良区の役割というですかね、農地を守り、水路を守るという、そういうふうな担い手になる土地改良区のことを考え

合わせますと、今後5年後、10年後、こういった状況における負担、これがどうなるかということになりますと、かなりな負担、そういうふうなことが推測をされます。したがって、各農家の経済的な負担をこの合併によって将来的な軽減を確実に図ることができると、そういうふうなことで私どもは整理をいたしておるところでございます。

以上です。

○議長（小池幸照君）

17番中島邦保君。

○17番（中島邦保君）

19年度からは集落営農が非常にいろいろと始まりますので、ぜひひとつ18年度には土地改良の方も鹿島市土地改良区として発足されるように希望を申し上げまして、次に進みます。

91ページでございますけれども、ごみ収集運搬業務委託料について、今年度は111,473,250円の委託料を出されておりますが、大体収集車が11台で、運搬量が5,937トンということでございますので、まず、簡単に業務内容をお知らせ願いたいと思っております。

○議長（小池幸照君）

藤家環境下水道課長。

○環境下水道課長（藤家敏昭君）

中島議員の質問にお答えいたします。

ごみ収集運搬の業務内容ということでございますが、業務内容につきましては、各地区のごみステーションを回しまして、ごみの収集でございます。中身につきましては、燃えるごみ、それから、燃えないごみの中では缶とか瓶、それからプラスチック類とかございます。市内に約560カ所ぐらいございまして、これを月曜日から金曜日まで回っていただいております。

また、そのステーションから排出されましたリサイクルできるアルミ缶とか瓶とかペットボトル等につきましても、自社においてきちっとリサイクルのためにつぶしたりしていただいております。

○議長（小池幸照君）

17番中島邦保君。

○17番（中島邦保君）

14年度ですけど、14年度は114,730千円で、16年度は大体2,860千円ほど安く委託料が出されておりますが、大体県内を見て、1トン当たりの収集運搬料はどのくらいで、鹿島市は何番目くらいの収集料金でしょうか。

○議長（小池幸照君）

藤家環境下水道課長。

○環境下水道課長（藤家敏昭君）

他市との比較はいたしておりませんが、16年度決算におきましては、委託料を収集運搬料で割りますと、トン当たり18,660円程度かと思えます。

○議長（小池幸照君）

17番中島邦保君。

○17番（中島邦保君）

済みません。あんまり具体的には聞かないようにしてはいたしましたが、特に11台の収集運搬でございまして、運搬の委託業者は何人ぐらい働いておられますか。

○議長（小池幸照君）

藤家環境下水道課長。

○環境下水道課長（藤家敏昭君）

お答えいたしたいと思えます。

報告によりますと、代表取締役社長さん初め役員の方が兼務も入れまして4名です。それから、あと従業員の人が12名、それから臨時として2名、あとパートの方が2名ということになっております。

○議長（小池幸照君）

17番中島邦保君。

○17番（中島邦保君）

いろいろと具体的には聞きませんが、何でも財政難でもう少し110,000千円から何か削って、なるだけひとつ安く委託できるような方法にしていきたいことをお願いいたしまして、質問を終わります。

○議長（小池幸照君）

ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑はないようですので、質疑はこの程度にとどめ、お諮りいたします。

ただいま審議中の議案第60号から議案第65号までの決算認定関係6議案については、委員会条例第6条の規定により、10名の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに一括付託の上、閉会中の継続審査としたいと思います。これに御異議ございせんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

御異議ないものと認めます。よって、議案第60号から議案第65号までの決算認定関係6議案については、10名の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに一括付託の上、閉会中の継続審査とすることに決しました。

お諮りいたします。ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任につきまし

ては、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配付しました名簿のとおり10名を指名いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

御異議ないものと認めます。よって、決算審査特別委員会の委員は、お手元に配付の名簿のとおり10名を選任することに決しました。

---

決算審査特別委員会委員名簿

（平成16年度一般・特別会計）

徳村博紀・伊東茂  
福井正・水頭嘉弘  
山口瑞枝・橋川宏彰  
森田峰敏・寺山富子  
谷川清太・松尾征子

---

お諮りいたします。意見書第10号は、会議規則第36条第2項の規定により、提案理由の説明及び委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

御異議ないものと認めます。よって、意見書第10号は提案理由の説明及び委員会付託を省略することに決しました。

日程第12 意見書第10号

○議長（小池幸照君）

それでは、日程第12. 意見書第10号 「人権侵害の救済に関する法律」の早期制定を求める意見書（案）についての審議に入ります。

提出者を代表して、意見書（案）の朗読を求めます。6番山口瑞枝君。

○6番（山口瑞枝君）

意見書（案）の朗読をいたします。

---

「人権侵害の救済に関する法律」の早期制定を求める意見書（案）

我が国において、日本国憲法のもと、すべての国民は基本的人権の共有を妨げられず、法のもとに平等とされている。しかしながら、ハンセン病回復者に対する宿泊拒否問題、犯罪被害者やその親族等に対するプライバシーの侵害、また、同和地区を特定して誹謗中傷をインターネット上で繰り返すなどの人権侵害事案が生起している状況である。このような人権

侵害事案については、その具体的救済の手段である人権侵害救済制度の確立が急務である。よって政府におかれましては、人権擁護推進審議会の答申及び国連で採択された国内機構の地位に関する原則、いわゆるパリ原則を踏まえ、独立性、迅速性、専門性を備えた実効性のある新たな人権委員会の設置や人権擁護員制度については、効果的な人権擁護の観点から、国、地方公共団体、そのほか関係団体等と緊密な連携を図り、人権救済の積極的推進を期すること等を内容とした人権侵害の救済に関する法律の早期制定を強く要請するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成17年9月22日

衆議院議長 河野洋平様  
参議院議長 扇 千景様  
内閣総理大臣 小泉純一郎様  
総務大臣 麻生太郎様  
法務大臣 南野知恵子様

以上意見書（案）を提出する。

平成16年9月22日

提出者	鹿島市議会議員	山口 瑞枝
〃	〃	水頭 喜弘
〃	〃	伊東 茂
〃	〃	橋川 宏彰
〃	〃	谷口 良隆
〃	〃	谷川 清太

---

以上です。

○議長（小池幸照君）

直ちに質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。意見書第10号 「人権侵害の救済に関する法律」の早期制定を求める意見書（案）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立全員であります。よって、意見書第10号は提案のとおり可決されました。

以上で今期定例会に付議された案件は全部終了いたしました。

よって、今期定例会は本日をもって閉会といたします。どうもお疲れさまでした。

午後3時21分 閉会

以上、会議の次第を記載し、内容については正当なることを認め、ここに署名する。

平成 年 月 日

鹿島市議会議長 小池幸照

会議録署名議員 17番 中島邦保

同 上 18番 吉田正明

同 上 19番 谷川清太